第74回定時総代会議案書

| 2021年7月2日(金曜日)午前10時00分から |経 団 連 会 館 に お い て 開 催

-	L .	2020 年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書の内容報告の件	
			頁
4	2.	相互会社制度運営報告の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44	頁
決詞	義事	写項	
Ş	第 1	号議案	
	20)20 年度剰余金処分案承認の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・46	頁
Ş	第 2	2号議案	
	社	上員配当金割当ての件・・・・・・・・・・・・・・・・・・47	頁
Ş	第3	3号議案	
	紛		頁
Š	第 4	1号議案	
	取	対締役 10 名選任の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・62	頁
ģ	第 5	5号議案	
	監	: 音音役 3 名選任の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	頁

朝日生命保険相互会社



報告事項1 2020 年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算 書の内容報告の件

I. 2020 年 度 事 業 報 告 書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

① 経営環境

2020年度の日本経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響で厳しい状況が続きましたが、各種政策の効果や海外経済の改善等を背景に、輸出・生産等を中心に一部持ち直しの動きがみられました。

海外経済についても、依然として厳しい状況ではあるものの、各国の積極的なマクロ経済政策 の下支え等により、米国や中国を中心に持ち直しの動きが見られました。

上記のような経済情勢のもと、相場環境は以下のとおりとなりました。

長期金利は、日本銀行による長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策の継続により、0%前後の水準で推移しました。

ドル円相場は、米国の金融緩和政策等により円高傾向で推移していましたが、年明け以降は、 米国の追加経済対策等による景気回復期待を背景とした米国金利上昇につれてドル高となり、前 年度末の108円台から年度末は110円台となりました。

国内株式相場は、各国のマクロ経済政策やワクチン接種等による景気回復期待により堅調な推移となり、日経平均株価は前年度末の18,917円から30年ぶりに一時3万円台を回復し、年度末は29,178円となりました。

こうしたなか、生命保険業界においては、新型コロナウイルス感染症により影響を受けたお客様に対して保険料の払込猶予期間の延長等の特別取扱いを実施するとともに、生命保険事業の根幹である保険金・給付金のお支払いをはじめとした重要業務を継続し、社会のインフラとしての機能を維持しました。

② 事業の経過

当社においては、中期経営計画「TRY NEXT~成長を実現し、未来を創る~」(2018~2020年度)で掲げる企業ビジョン「一人ひとりの"生きる"を支える ~社会に貢献し、お客様から信頼され、選ばれ続ける朝日生命~」の実現に向けて、以下の3大テーマのもと、各戦略に取り組みました。

【テーマ1 独自性を発揮する】

[「介護保険といえば朝日生命」という存在感の発揮等(シニア層マーケット戦略)]

シニアマーケットにおける確固たる地位を確立するため、先進的な介護商品の開発・販売、 サービスの提供に取り組みました。

具体的には、認知症の前段階である軽度認知障害の状態を保障する「軽度認知障害保障特約」 を4月に発売しました。

また、「認知症予防ホッとサービス」として、認知機能低下の早期発見に役立つ認知機能チェックや、予防の効果も期待できる脳トレアプリ等の各種サービスの提供を同月から開始しました。

さらに、健康に不安のある方にもご加入いただきやすい商品として、入院中の手術・放射線 治療や退院後の通院を保障する「引受基準緩和型手術サポート特約」と「引受基準緩和型通院 保障特約」を10月に発売しました。

加えて、保険契約者が傷害または疾病により意思表示が困難となった場合等に、あらかじめ 指定された「保険契約者代理人」が保険契約者に代わって住所変更や払込保険料の変更等の手 続きができる「保険契約者代理特約」を 2021 年 4 月から発売することとしました。

〔女性層・経営者層等マーケット戦略〕

「シニア層」のほかに、戦略マーケットである「女性層」「経営者層」等については、マーケットニーズの把握と、きめ細かなマーケティングを通じた商品の開発、販売等に取り組みました。

具体的には、「女性」のお客様には、女性専用のユニット型保険^(注1)「やさしさプラス」の販売を引き続き推進しました。

「企業経営者」のお客様には、税理士代理店を中心に販売委託先の拡大に取り組むとともに、 休業保障を目的とする保険商品の販売を推進しました。

(注1) 死亡保障・医療保障等を提供する様々な商品を自在に組み合わせることができる保険

〔マルチチャネル化戦略の推進〕

メインチャネルである営業職員チャネルに加え、お客様への最適なアクセスを実現するため、 代理店チャネル等のさらなる成長を図る「マルチチャネル化戦略」を推進しました。

具体的には、個人マーケット向け代理店チャネルについては、保険ショップにおける販売、 電話により加入手続きを完結することができるテレマーケティングによる販売等を推進しました。

また、代理店チャネルへの取組強化と、非対面と対面を柔軟に組み合わせた新たなスタイルの営業モデル構築に向けて、テレマーケティングに強みを持つ「NHS インシュアランスグループ株式会社」を1月に子会社としました。

さらに、多様化するお客様のニーズを的確に捉え、乗合代理店やダイレクトマーケティング 等に医療保険など第三分野 (注2) の商品を機動的に提供していくため、2021 年 4 月に新会社 「なないろ生命保険株式会社」を開業することとしました。

(注2) 生命保険(第一分野)と損害保険(第二分野)の中間に位置する保険のことで、医療保険、がん保険、介

【テーマ2 収益力を高める】

〔「クオリティー"業界 No. 1"の営業職員体制」構築に向けた改革〕

クオリティー "業界 No. 1" の営業職員体制の構築に向け、営業所長のマネジメントのもと、トレーニングスタッフ (注3) や組織長 (注4) による営業職員の育成体制の強化に取り組みました。

また、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じたうえで「新たなお客様を拡大する活動」および「ご加入いただいているお客様へのサービス活動」を推進するとともに、営業職員のコンサルティング力向上と、職域・法人マーケットへの取組強化を目的とした「クオリティーNo.1 活動」に継続して取り組みました。

- (注3) 営業職員への教育等をメインミッションとする支社・営業所に配置したスタッフの名称
- (注4) 営業所長を補佐し、営業所の職員数を拡充するため、率先して新人の採用・育成等を行う営業職員の職制

[ICT (注5) 等による業務運営の革新]

お客様の利便性向上を目的に、タブレット型営業用端末「スマートアイ」を活用し、すべて の給付金請求において電子手続きを可能としました。

また、コロナ禍において、「オンライン面談」の実施や、スマートフォン向けの提案書等の提供を開始するなど、ICT を活用したお客様接点の拡充に取り組むとともに、新契約手続き時の「Web 申込」の取扱いを 2021 年 4 月から開始することとしました。

さらに、本社業務においては、業務効率化を目的に、AI(人工知能)およびRPA (注6)のさらなる活用等により、2017年度と比較して労働時間換算で約17万時間(保険手続きにおける本社事務処理業務の2割相当)の業務量を削減しました。

加えて、モバイル機能を搭載したノート型端末を7月に導入し、ペーパーレス会議やオンライン会議を推奨することでテレワーク等の柔軟な働き方を推進しました。

- (注 5) Information and Communication Technology (情報通信技術).
- (注 6) Robotic Process Automation. 端末にインストールすることで、様々な情報を取り出して作業を実行するソフトウェアロボット

[資産運用の高度化]

当社は、生命保険契約の負債特性を踏まえ、国内公社債・貸付金等の円金利資産を中心とした資産ポートフォリオを構築していますが、2020年度は、国内金利が引き続き低位で推移したことから、国債等への資金配分を抑制する一方、厳格な案件選別や分散投資を通じてリスクの抑制に取り組みつつ、オルタナティブ投資(注7)やクレジット投融資(注8)を行い、投資対象資産の拡大を通じた収益源の多様化に取り組みました。

また、責任ある機関投資家として、スチュワードシップ活動を推進するとともに、ESG (環境、社会、ガバナンス)要素を考慮した投融資の推進に引き続き取り組みました。

さらには、当社および当社の資産運用子会社である朝日ライフアセットマネジメント株式会社と、フランスの大手資産運用会社ナティクシス・インベストメント・マネージャーズとの間で締結したビジネスパートナーシップに基づき、事業展開における協力関係の強化および投資

機会の拡大に努めました。

- (注7) 伝統的な運用資産である株式や債券の代替投資とされるインフラファンド、不動産投資信託(リート) およびヘッジファンド等を活用した投資手法
- (注8) 社債や貸付等への投融資により、収益を獲得する投資手法

【テーマ3 未来を創る】

[未来志向の人材づくり]

未来志向の人材づくりについては、職員の"個の力"の最大化を通じて組織力の向上を実現するための人材育成、働く意欲の向上に資する制度・環境の整備に取り組みました。

具体的には、女性職員のキャリア支援のために、女性ライン職に対するさらなる役割発揮や 自己成長の促進を目的とした研修やリーダー候補者に対する研修等を実施しました。

また、育児・介護等で時間的制約がある職員の働きやすさの確保を目的とした看護休暇の取得日数の拡大や、多様な働き方の促進に向けたフレックスタイム制の導入等を2021年4月から実施することとしました。

さらに、朝日生命の未来を創る多様な「人財」の挑戦を応援することを目的として、役割と成果を重視した人事制度の改正を 2021 年 4 月に実施することとしました。

[ICTを活用した商品・サービス開発、デジタルマーケティングの強化等]

東京大学との社会連携講座「糖尿病・生活習慣病予防講座」において、生活習慣病の改善に 役立つ保険商品の開発やサービスの提供に向けた各種医療ビッグデータ解析に取り組みました。 また、異業種との提携として、ANA マイレージクラブの会員や JAF の会員を対象に、インタ ーネットで加入手続きができる医療保険を発売しました。

さらに、非対面での保険加入を希望されるお客様に向けて、インターネット上でお申込手続きが完結できる「認知症介護一時金保険D」および「生活習慣病一時金保険D」を 10 月から発売し、SNS やインターネット広告等を活用した販売を展開しました。

加えて、次世代の保険事業の創造に向けて、「ASAHI DIGITAL INNOVATION LAB」を4月に設置し、お客様へ提供できる新たな付加価値やビジネスモデルの検討を進めました。

[海外事業への取組み]

海外でのビジネスモデル確立に向け、ベトナムの保険会社と提携し、医療保険等のテレマーケティングに関する保険販売ノウハウの提供や、インターネットを活用したビジネスモデルに係るコンサルティング事業をより一層推進しました。

【その他の取組み】

[「お客様本位の業務運営」の実践]

お客様本位の業務運営については、「お客様本位の業務運営に関する基本方針」に基づき、「お客様のために」を最優先とする取組みを実践しています。

具体的には、営業職員がご契約者を訪問し、ご契約内容等をご確認いただく「安心お届けサービス」(注9) や、ご契約内容をご家族にご理解いただき、給付金等の円滑なお支払いにつなげる「ご契約内容ご家族説明制度」の登録活動を継続して実施するなど、お客様サービス活動の充実に努めています。

また、高齢のお客様には、ご契約時に十分に契約内容をご理解いただくため、ご家族、とり わけお子様に同席いただく取組みを推進しています。

なお、「お客様本位の業務運営に関する基本方針」に基づく取組結果および「お客様の声に基づく具体的な改善事例」について、前年度に引き続き8月に公表しました。

(注9) 個人のお客様には「あさひマイレポート」「ご契約レポート」、企業のお客様には「事業保険レポート」 をお届けする活動

[ERM (注10) の実践・資本面の取組み]

収益性および健全性の向上に向けて、適切なリスクテイクおよびリスクコントロールを行うため、当社に内在するすべてのリスクを統合的に捉え、定性・定量の両面から事業全体で管理する ERM の実践と態勢強化ならびに経営戦略と一体となった ORSA (注11)等に取り組んでいます。

資本面では、海外市場において米ドル建永久劣後特約付社債3.8億米ドル(約394億円)を 1月に発行し、財務基盤の一層の充実を図りました。

- (注 10) Enterprise Risk Management (統合的リスク管理).
- (注 11) Own Risk and Solvency Assessment (リスクとソルベンシーの自己評価). 保険会社自らが現在および将来のリスクと資本等を比較して資本等の十分性評価を行うとともに、経営戦略とリスク管理の妥当性を総合的に検証するプロセス

[コーポレートガバナンスに関する取組み]

当社は、コーポレートガバナンスの透明性・公正性を表明することを目的として、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、組織機構および運営方針を定めた「コーポレートガバナンス基本方針」ならびに「コーポレートガバナンスに関する報告書」を作成し、公表しています。

また、取締役および執行役員の選任、解任および報酬決定に係る取締役会の機能の独立性・ 客観性を確保するとともに、お客様等に対する説明責任を強化することを目的に、「指名・報酬 委員会」を設置しています。

さらに、全ての取締役および監査役にアンケート調査を実施すること等により、取締役会の 実効性向上に関して現状分析および評価を行い、さらなるガバナンス機能の向上に向けて継続 的に取り組んでいます。

[サステナビリティ経営の推進に向けた取組み]

当社は、経営の基本理念「まごころの奉仕」のもと、サステナビリティ経営の推進に向けて、SDGs (注 12) 達成への貢献を目指しています。具体的には、生命保険事業においては、健康・長寿社会の課題解決に向けて介護・医療に関する保険商品やサービスを提供し、資産運用においても、グローバルな社会課題の解決に向けて ESG (環境、社会、ガバナンス)要素を考慮した投融資を推進しています。

また、会社全体として省エネルギーを実現していくために朝日生命エコプロジェクトを展開するとともに、朝日生命成人病研究所を通じた健康活動支援、日本ユネスコ協会連盟への活動支援等に取り組みました。

(注 12) Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標). 2015 年 9 月の国連サミットで採択された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。2030 年までに取り組む 17 のゴールとそれを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されている。

[新型コロナウイルス感染症への対応]

当社は、社長を本部長とする対策本部のもと、お客様、従業員への感染を防止するための基本的な対策を全従業員に徹底するとともに、「時差出勤」や「テレワークの活用」等を推進しました。

お客様サービス業務については、生命保険事業の社会的使命を果たすべく、保険金支払い等の業務を継続し、お客様や医療機関の事情により必要な書類の準備が難しい場合における請求書類の一部の省略等を実施しました。

また、保険契約を継続いただくため、「保険料払込猶予期間の延長」「契約更新手続きの延長」等の取扱いを実施しました。

さらに、コロナ禍における生活様式の変化やお客様の利便性向上の観点から、ご提案書 説明時の「オンライン面談」や、新契約申込手続きの郵送取扱い等を実施しました。

③ 事業の成果

2020年度の事業の成果は、以下のとおりとなりました。

く契約概況>

個人保険・個人年金保険について、年換算保険料の合計では、新契約(転換純増含む)が251億円(対前年度比100.7%)となり、解約・失効が204億円(同94.7%)となったこと等から、年度末保有契約は5,212億円(同98.2%)となりました。また、第三分野においては、新契約(転換純増含む)が209億円(同101.3%)となり、解約・失効が119億円(同99.3%)となったこと等から、年度末保有契約は2,214億円(同102.6%)となりました。

[年換算保険料ベースの業績]

		2020 年度	前年度比	2019 年度
個人保険・	新 契 約	251 億円	100.7%	250 億円
個人年金保険	減 少 契 約	347 億円	99.8%	347 億円
	うち解約・失効	204 億円	94.7%	215 億円
	年度末保有契約	5,212 億円	98.2%	5,307億円
うち第三分野	新 契 約	209 億円	101.3%	207 億円
	減少契約	153 億円	100.7%	152 億円
うち解約・失効		119 億円	99.3%	120 億円
	年度末保有契約	2,214 億円	102.6%	2,157億円

- 注1. 年換算保険料とは、保険料の支払方法に応じ、年払は1倍、半年払は2倍、月払は12倍、一時払は保険期間で除すなどにより、1年あたりの保険料に換算した金額です。
 - 2. 第三分野では、医療・介護等を保障する主契約および特約を計上しています。

なお、保障性商品については、新契約(転換純増含む)が 253 億円(対前年度比 101.3%) となり、解約・失効が 188 億円(同 98.4%)となったこと等から、年度末保有契約は 3,407 億円(同 100.2%)となりました。

「年換算保険料ベースの業績(保障性商品)]

		2020 年度	前年度比	2019 年度
保障性商品	新 契 約	253 億円	101. 3%	250 億円
	減 少 契 約	245 億円	99.0%	248 億円
	うち解約・失効	188 億円	98.4%	191 億円
	年度末保有契約	3,407億円	100. 2%	3,399 億円

注. 保障性商品とは、貯蓄性商品を除く、死亡保障および医療保障・介護保障・代理店で販売している無配 当団体医療保険等の第三分野の合計です。

一方、個人保険・個人年金保険の保険金額の合計では、新契約高(転換純増含む)が 1,566 億円(対前年度比 108.3%) となり、解約・失効高が 6,162 億円(同 84.4%) となったこと等 から、年度末保有契約高は 15 兆 3,155 億円 (同 93.3%) となりました。 団体保険は、年度末保有契約高が 1 兆 4,475 億円 (同 99.6%) となりました。 団体年金保険は、年度末保有契約高が 154 億円 (同 95.4%) となりました。

<収支概況>

経常収益は、6,007 億円 (対前年度比 96.6%) となり、このうち、保険料等収入は、3,914 億円 (同 99.4%) となりました。また、資産運用収益は、利息および配当金等収入が増加したこと等から、1,465 億円 (同 104.8%) となりました。その他経常収益は、責任準備金戻入額が減少したこと等から、627 億円 (同 70.8%) となりました。

経常費用は、5,640億円(同95.4%)となり、このうち、保険金等支払金は、3,853億円(同94.8%)、資産運用費用は、345億円(同80.9%)、事業費は、1,103億円(同103.8%)となりました。

この結果、経常利益は、366億円(同117.9%)となりました。

特別利益は、2億円(同238.4%)となり、特別損失は、86億円(同182.0%)となりました。 法人税等合計は、50億円となりました。

以上の結果、当期純剰余は、232億円(同114.0%)となりました。

なお、生命保険本業の期間損益を示す指標の一つである基礎利益は、465億円(同 157.0%) となりました。

<資産および負債・純資産の概況>

年度末総資産は、5 兆 5,394 億円 (対前年度比 102.8%) となり、このうち有価証券は4 兆 6,123 億円 (総資産に占める割合 83.3%)、貸付金は3,034 億円 (同 5.5%)、有形固定資産は3,778 億円 (同 6.8%) となりました。

負債の合計は、5 兆 148 億円 (対前年度比 100.4%) となり、このうち責任準備金は 4 兆 4, 193 億円 (同 98.9%) となりました。

純資産の合計は、5,245 億円 (同 134.0%) となり、このうち基金等合計は 3,566 億円 (同 105.2%)、評価・換算差額等合計は 1,678 億円 (同 320.1%) となりました。

なお、保険会社の健全性を示す行政監督上の指標であるソルベンシー・マージン比率は、 972.0% (対前年度差+29.2 ポイント)、実質純資産額は1兆1,599 億円 (同+1,000 億円) となりました。

④ 会社が対処すべき課題

当社は、2018 年度から 2020 年度の 3 年間、中期経営計画「TRY NEXT ~成長を実現し、未来を創る~」のもと、様々な戦略に取り組みました。その結果、営業職員体制の拡充や代理店事業の成長により新契約業績は伸展し、保障性商品の保有契約年換算保険料の純増基調を保つとともに、資産運用収益の確保等による収益力向上を通じ、健全性指標や格付の向上を実現する等、大きな成果を上げることができました。

一方で、今後の当社を取り巻く事業環境は、超高齢社会の進展や、急速なデジタル社会化、サステナブル(持続可能)な社会の実現に向けた動き等、急速かつ大きな変化が想定されます。

こうした環境下においても、当社が持続的に成長していくため、2030年の事業環境を踏まえた 2030年の当社のありたい姿を「人生 100年時代を迎え、生命保険事業を通じて、社会の課題解決 に貢献する会社、お客様の"生きる"を支え続ける会社」と定めました。そのうえで、当社のありたい姿の実現に向け、成長の道筋を作る 3 カ年計画として新中期経営計画 $\lceil Advance
ightharpoonup$ to $2030\sim$ 」を策定しました。

新中期経営計画「Advance ~The road to 2030~」では、以下の戦略に取り組んでまいります。

【第三分野 (注13) 戦略】

[医療保険・介護保険への注力]

引き続き、当社の強みである医療・生活習慣病、介護・認知症分野を中心に第三分野マーケットの取組みに注力してまいります。とりわけ、深刻化する介護問題に対して、より幅広いニーズにお応えすることができる新たな商品やサービスの提供を通じて「介護保険といえば朝日生命」という存在感の発揮を目指してまいります。

また、TV やインターネット等の各メディアを通じた介護分野の情報提供をこれまで以上に実施し、多くのお客様の理解や認知促進につなげることにより、介護保険の加入機会の拡大を図ります。

(注 13) 生命保険(第一分野)と損害保険(第二分野)の中間に位置する保険のことで、医療保険、がん保険、 介護保険等のこと

[ヘルスケア分野での新たな価値提供]

超高齢社会の進展やIT技術の発展等を背景に、ニーズが高まっているヘルスケア分野においては、病気に対する早期治療のサポートや生活習慣病から介護状態への重症化予防等の当社独自の商品やサービスの提供を通じて、超高齢社会の社会保障制度を補完する役割を発揮してまいります。

【チャネル戦略】

[強固な営業職員体制の構築]

当社のメインチャネルである営業職員チャネルについては、コロナ禍での非対面ニーズの急増に対応し、強みである「人ならではのコンサルティングなどの対面の価値」にデジタル技術を取り入れることにより、営業活動の進化を図ってまいります。

加えて、営業職員の育成体制の強化に取り組むことにより、強固な営業職員体制を構築してまいります。

[マルチチャネル化の推進]

個人マーケット向け代理店チャネルについては、新会社「なないろ生命保険株式会社」において、商品開発力の強化やチャネルの高度化に取り組み、マーケットシェアのさらなる拡大を 目指します。

また、急増するデジタル化ニーズに対応するため、インターネット上でのマーケティングや 商品を提供するデジタルチャネルを確立してまいります。

さらに、データ蓄積・分析・活用等を始めとしたデータドリブンマーケティング^(注 14)を推進し、お客様ニーズに応じた最適な商品やサービスを提供してまいります。

(注 14) 収集・分析したデータを活用してマーケティングの PDCA を実施する手法

[海外事業の拡大]

将来的な国内マーケットの縮小を見据え、現在展開しているベトナムでの保険ビジネスの拡大に加え、アジアを中心に事業展開の調査を進めてまいります。

【資産運用戦略】

2025年の経済価値ベースの規制導入を見据え、経済価値型ポートフォリオへの移行を進めてまいります。

また、グローバルに金利が低下し、一層厳しい投資環境の継続が見込まれるなか、持続的な 資産運用収益の確保に向けて、投資対象資産の分散等を通じて、リスクを低減しつつ収益の確 保を目指します。

さらに、ESG(環境、社会、ガバナンス)投融資の推進により、持続可能な社会の実現への貢献を通じ、投資リスク削減および新たな収益獲得機会を実現してまいります。

【3つの戦略を支える成長ドライバー】

[DX^(注15) 戦略]

急速なデジタル化や多様化が一層進むお客様ニーズに対応するため、DX を推進し、お客様の体験価値向上という付加価値の提供に取り組んでまいります。

お客様の体験価値向上に向けて、DXを推進するためのシステム基盤を変革し、チャネル、商品・サービス、業務運営の3つの革新に取り組んでまいります。

(注 15) デジタルトランスフォーメーションのことであり、デジタル技術やデータを活用して、新たな製品 やサービスの提供等、お客様に対する価値を創出し、競争上の優位を確立すること

[人財活躍推進戦略]

当社が将来にわたって持続的に成長していくためには、すべての事業の根幹となる人財の活躍推進が欠かせないことから、「朝日生命の未来を創る多様な人財の挑戦を応援する」というコンセプトのもと、職員一人ひとりによる3つの行動指針「挑戦」「キャリア自律」「生産性・生産力向上」の実践を通じて、「挑戦し続ける人財づくり」「人財ポートフォリオの再構築」「働き方改革の浸透」に注力してまいります。

【各戦略を支える取組み】

以上の各戦略を着実に実行するため、「お客様本位の業務運営」の実践、コンプライアンスの推進、経営管理の高度化・ガバナンス強化、保険グループ戦略、ERM (注 16) 態勢の構築に取り組んでまいります。

(注 16) Enterprise Risk Management (統合的リスク管理).

当社は、新中期経営計画「Advance ~The road to 2030~」を着実に実行することにより、「人生 100 年時代を迎え、生命保険事業を通じて、社会の課題解決に貢献する会社、お客様の"生きる"を支え続ける会社」を目指してまいります。

(2) 財産および損益の状況の推移

	区 分	}	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
年		億円	億円	億円	億円	億円
度	個 人 保	: 険	166, 410	153, 499	142, 238	132, 551
末	個 人 年 金	保 険	25, 039	23, 432	21, 936	20, 603
保有	団 体 保	: 険	13, 235	14, 778	14, 536	14, 475
契約	団体年金	保 険	178	170	162	154
高	その他の	保 険	1, 025	1,002	974	953
			百万円	百万円	百万円	百万円
保	: 険料等	収 入	384, 953	396, 726	393, 639	391, 410
資	産運用	収 益	166, 597	152, 631	139, 776	146, 534
保	: 険 金 等 支	払 金	438, 966	418, 245	406, 561	385, 384
経	常利	益	37, 543	24, 636	31, 056	36, 629
当	期 純 乗	割 余	25, 988	16, 221	20, 412	23, 263
社	:員配当準備金	繰入額	1, 963	2, 173	1, 794	2, 153
総	資	産	5, 396, 507	5, 356, 358	5, 388, 655	5, 539, 404

注 1. 保有契約高とは、保有している契約の死亡保険金額等の保障額の総額をいいます。

2. 個人保険および個人年金保険の年度末年換算保険料の推移は、次のとおりです。

区 分	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
	億円	億円	億円	億円
個 人 保 険	3, 813	3, 953	3, 916	3, 889
個人年金保険	1, 511	1, 451	1, 391	1, 322

(3) 支社等および代理店の状況

	区	分		前	期	末	当	期末	当 期 増 減
						店		店	店
統	括	本	部			1		1	0
統	括	支	社			6		7	1
支			社			51		50	△1
営	業	*	所			593		578	△15
	言	+				651		636	△15
代	理	E	店			2, 434		2, 527	93
	言	+				3, 085		3, 163	78

(4) 使用人の状況

12 V	前期末 当期末		不抽換件	当	期末現	在
区 分	削期木	ヨ 朔 木	当期増減	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円
内務職員	4, 098	4, 047	$\triangle 51$	45	18	393
営業職員	12, 485	14, 002	1, 517	49		

注 1. 平均給与月額は、2021年3月の税込基準給与月額で示しています。

(5) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社りそな銀行	20, 000
株式会社三菱UFJ銀行	14, 000
三井住友信託銀行株式会社	5, 000
伊藤忠トレジャリー株式会社	2,000

注. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。

(6) 資金調達の状況

2021年1月に、海外市場において米ドル建永久劣後特約付社債3.8億米ドル(約394億円)を発行しました。

(7) 設備投資の状況

① 設備投資の総額

	当該事業年度に実施した設備投資の総額は27,890百万円で、				
設備投資の総額	その主なものは次のとお	りです。			
	土地・建物	8,565 百万円			
	ソフトウェア	5,713 百万円			

注. 設備投資の総額は、有形固定資産および無形固定資産の当期増加額の合計です。

② 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

^{2.} 営業職員数には、募集代理店およびその使用人の数は含んでいません。

(8) 重要な子会社等の状況

							当社が有
会	社	名	所 在 地	主要な	設立年月日	資本金	する子会
				事業内容			社等の議
							決権比率
						百万円	%
㈱イン	フォテク	ノ朝日	東京都多摩市	ソフトウェア の 開 発	1983. 4. 1	50	100.0
朝日ライフ	アセットマネ	ジメント㈱	東京都杉並区	投資運用投資助言	1985. 7. 6	3, 000	100.0
朝日ナティクシス・	インベストメント・マ	7ネージャーズ (株)	東京都杉並区	投 資 助 言	1999. 6. 9	50	0 (51. 0)
朝日新	会社設立	準備㈱	東京都新宿区	生命保険会社 の設立準備	2020.10. 1	4, 500	100.0

注 1. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の () の数字は、間接出資に係る議決権を含めた割合です。 2. 2021 年 4 月より、朝日新会社設立準備㈱は、なないろ生命保険㈱に社名が変更されています。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏	——— 名	地位および担当	重要な兼職		十段不現任) その他
佐藤	美樹	取締役会長	株式会社ADEKA 富士急行株式会社 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 日本軽金属ホールディングス株式会社	社外監查役 社外取締役 会長 社外監查役	· C V/IIB
木村	博紀	代表取締役社長	日本ピストンリング株式会社 横浜ゴム株式会社 日本ゼオン株式会社	社外監査役 社外監査役 社外監査役	
菊池	達也	代表取締役専務執行役員 営業総局長 兼 特命首都圏強化担当 営業管理部 営業職員体制強化部 担当	ニチモウ株式会社	社外取締役	
多々自	良裕志	取締役常務執行役員 本社営業本部長			
井口	泰広	取締役常務執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当	黒田精工株式会社 株式会社白洋舍	社外監査役 社外取締役	
藤岡	通浩	取締役常務執行役員 資産運用企画部 証券投資部 投資調査部 担当			
石島儉	建一郎	取締役常務執行役員 経営企画部 調査広報部 担当			
池田	健一	取締役執行役員 リスク管理統括部 コンプライアンス統括部 担当	関東電化工業株式会社	社外監査役	
大矢	和子	取締役(社外役員)	公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 株式会社エムティーアイ 株式会社イオンファンタジー	理事長 社外監查役 社外取締役	
塚本	隆史	取締役(社外役員)	みずほフィナンシャルグループ イオン株式会社 古河電気工業株式会社 株式会社インターネットイニシアティブ	名誉顧問 社外取締役 社外監査役 社外取締役	
渡邉	健二	取締役(社外役員)	日本通運株式会社	代表取締役会長	
染川	博行	監査役(常勤)			
小西	英樹	監査役(常勤)			
町田	幸雄	監査役(社外役員)	町田幸雄法律事務所 鹿島建設株式会社	弁護士 社外取締役	2020 年 9 月 6 日 死亡により退任
関	忠行	監査役(社外役員)	伊藤忠商事株式会社 株式会社パルコ 株式会社バルカー JSR株式会社 J. フロント リテイリング株式会社	理事 社外取締役 社外取締役 社外取締役 社外取締役	上場企業のCFOを 経験しており、財 務および会計に 関する相当程度 の知見を有して います。
柴田	光義	監査役(社外役員)	古河電気工業株式会社 東武鉄道株式会社 いすゞ自動車株式会社	取締役会長 社外取締役 社外取締役	

注. 取締役兼務者を除く各執行役員は次のとおりです。

(年度末現在)

氏	名		地位および担当	その他
平野	正人	常務執行役員	新都心統括支社長	
鹿島日	日耕一	常務執行役員	横浜統括支社長(ブロック支社長)	
浜野	拓将	執行役員	東京西統括支社長	
芝田	俊之	執行役員	福岡支社長(ブロック支社長)	
水野	健	執行役員	東京東統括支社長	
下鳥	正弘	執行役員	事務企画部 契約医務部 お客様サービス部 保険金部 企業保険部 デジタル戦略企画部 担当	
扇	直樹	執行役員	本社営業本部 東京統括本部長	
諸橋	武	執行役員	代理店事業本部長	
西田	幸生	執行役員	さいたま統括支社長	
立原	寿一	執行役員	名古屋統括支社長(ブロック支社長)	
殿井絲	屯一郎	執行役員	大阪統括支社長 (ブロック支社長)	
密田	信司	執行役員	営業企画部 マーケティング・デジタル事業部 商品開発部 担当	
小野	貴裕	執行役員	主計部 財務部 不動産部 担当	

(2) 会社役員に対する報酬等

区分	支給人数	報酬等
取締役監査役	名 12 5	_{百万円} 年額 295 年額 70
計	17	年額 365

- 注 1. 当社取締役および監査役の報酬の額は、2006 年 7 月 4 日開催の第 59 回定時総代会において、取締役の報酬を年額 650 百万円以内、監査役の報酬を年額 120 百万円以内と決議しています。当該定時総代会終結時点の取締役の人数は 12 名、監査役は 5 名です。
 - 2. 上記の報酬等の額には、2020 年 7 月 2 日に退任した取締役 1 名および同年 9 月 6 日に退任した監査役 1 名の報酬が含まれています。
 - 3. 取締役の個人別の報酬等の決定については、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、 取締役が期待される役割を果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとするため、主に以下の方 針とすることを 2021 年 3 月 29 日の取締役会で決議しました。
 - (1)取締役の個人別の報酬
 - ①取締役(社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬部分および変動報酬部分で構成し、変動報酬部分は、会社業績・組織業績・個人貢献度等を反映する。
 - ②社外取締役を含む非常勤取締役の報酬は、固定報酬とする。
 - (2) 取締役に対し報酬を与える時期の決定に関する方針 取締役の報酬は、毎年年額を決定後、毎月一定額を現金にて支給する。
 - (3) 取締役の個人別の報酬の内容についての決定の取締役への委任に関する事項
 - 当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適していることから、代表取締役社長に取締役の個人別の報酬の額の決定の全部を委任する。ただし、当該権限が適切に行使されるようにするため、以下の措置を講ずる。
 - ・取締役の個人別の報酬の額、および取締役報酬総額については、会長、社長、社外取締役で構成 する「指名・報酬委員会」にて審議を行う
 - ・「指名・報酬委員会」での審議内容を踏まえ、総代会で定められた範囲内において取締役報酬総額を取締役会で決定のうえ、その範囲内において、取締役の個人別の報酬の額を代表取締役社長が決定する

なお、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について従前の決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその審議の結果を尊重し決定方針に沿うものであると判断しています。

(3) 責任限定契約・補償契約

	氏	名	責任限定契約・補償契約の内容の概要等
大矢	和子	(社外取締役)	
塚本	隆史	(社外取締役)	 本契約の締結により、社外取締役および社外監査役は、保険業法第
渡邉	健二	(社外取締役)	53 条の33 第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ 重大な過失がないときは、金300万円または保険業法第53条の36で
町田	幸雄	(社外監査役)	準用する会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高
関	忠行	(社外監査役)	い額を限度として損害賠償責任を負担するものとしています。
柴田	光義	(社外監査役)	

(4) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
	当社は会社法第 430 条の 3 に規定する役員等賠償責任保険契約を保
	険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することにな
	る損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしています。ただ
当社の取締役、監査役	し、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対
および執行役員	象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれない
	ように措置を講じています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者
	は当社の取締役、監査役および執行役員であり、すべての被保険者に
	ついて、その保険料を全額当社が負担しています。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
大矢 和子 (取締役)	公益財団法人資生堂社会福祉事業財団の理事長であります。 株式会社エムティーアイの社外監査役であります。 株式会社イオンファンタジーの社外取締役であります。
塚本 隆史 (取締役)	みずほフィナンシャルグループおよび株式会社みずほフィナンシャルグループの名誉顧問であります。当社は株式会社みずほフィナンシャルグループと保険の取引があるほか、同社の株式および債券を保有しています。イオン株式会社の社外取締役であります。また、当社は同社と融資の取引があるほか、同社の株式および債券を保有しています。 古河電気工業株式会社の社外監査役であります。また、当社は同社と保険および融資の取引があり、同社の株式を保有するほか、同社から基金の拠出を受けています。株式会社インターネットイニシアティブの社外取締役であります。また、当社は同社の株式を保有しています。
渡邉 健二 (取締役)	日本通運株式会社の代表取締役会長であります。また、当社は同社と保険および融資の取引があり、同社の株式を保有するほか、同社から基金の拠出を受けています。
町田 幸雄 (監査役)	町田幸雄法律事務所の弁護士であります。 在任期間中、鹿島建設株式会社の社外取締役を務めていました。 当社は同社と保険の取引があるほか、同社の株式を保有しています。
関 忠行 (監査役)	伊藤忠商事株式会社の理事であります。また、当社は同社と保険および融資の取引があるほか、同社の株式を保有しています。 株式会社パルコの社外取締役であります。 株式会社バルカーの社外取締役であります。 JSR株式会社の社外取締役であります。また、当社は同社の株式を保有しています。 J. フロント リテイリング株式会社の社外取締役であります。
柴田 光義 (監査役)	古河電気工業株式会社の取締役会長であります。また、当社は同社と保険および融資の取引があり、同社の株式を保有するほか、同社から基金の拠出を受けています。東武鉄道株式会社の社外取締役であります。また、当社は同社の株式を保有しています。いすゞ自動車株式会社の社外取締役であります。また、当社は同社と保険の取引があるほか、同社の株式を保有しています。

注. 町田幸雄氏は、2020年9月6日死亡により退任されました。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への 出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
大矢 和子 (取締役)	7年9カ月 (2013年7月就任)	取締役会 14 回開催 うち 13 回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、お客様対応やグループ戦略等について幅広い見地から発言を行っています。 また、取締役および執行役員の指名・報酬を審議する指名・報酬委員会の委員を務めています。
塚本 隆史 (取締役)	4年9カ月 (2016年7月就任)	取締役会 14 回開催 うち 13 回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、営業戦略やグループ戦略等について幅広い見地から発言を行っています。 また、取締役および執行役員の指名・報酬を審議する指名・報酬委員会の委員を務めています。
渡邉 健二 (取締役)	3年9カ月 (2017年7月就任)	取締役会 14 回開催 うち 14 回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、営業戦略や海外 事業戦略について幅広い見地から発言を行ってい ます。 また、取締役および執行役員の指名・報酬を審議す る指名・報酬委員会の委員を務めています。
町田 幸雄 (監査役)	14年3カ月 (2006年7月就任)	取締役会 6 回開催 うち 6 回出席 監査役会 4 回開催 うち 4 回出席	弁護士としての専門的見地から、在任期間中、経営 の意思決定の妥当性や適正性を確保するための発 言を行いました。
関 忠行 (監査役)	3年9カ月 (2017年7月就任)	取締役会 14 回開催 うち 14 回出席 監査役会 8 回開催 うち 8 回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、経営の意思決定 の妥当性や適正性を確保するための発言を行って います。
柴田 光義 (監査役)	2年9カ月 (2018年7月就任)	取締役会 14 回開催 うち 14 回出席 監査役会 8 回開催 うち 8 回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、経営の意思決定 の妥当性や適正性を確保するための発言を行って います。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険会社からの 報酬等	保険会社の親会社等 からの報酬等
	名	百万円	百万円
報酬等合計	6	37	-

注. 上記の報酬等の額には、2020年9月6日に退任した監査役1名の報酬が含まれています。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 基金に関する事項

(1) 基金拠出額

91,000 百万円

(2) 当年度末基金拠出者数

14名

(3) 基金拠出者

サム地川老のバカナといわな	当社への基金拠出状況		
基金拠出者の氏名または名称	基金拠出額	基金拠出割合	
	百万円	%	
株式会社みずほ銀行	60, 000	65. 9	
株式会社あおぞら銀行	10,000	11.0	
株式会社新生銀行	10,000	11.0	
日 本 通 運 株 式 会 社	2,000	2. 2	
富 士 通 株 式 会 社	2,000	2.2	
古河電気工業株式会社	2,000	2.2	
株式会社トマト銀行	1,000	1.1	
西京リース株式会社	1,000	1.1	
株 式 会 社 A D E K A	500	0.5	
日本軽金属株式会社	500	0.5	
日本ゼオン株式会社	500	0.5	
富士電機株式会社	500	0.5	
古河機械金属株式会社	500	0.5	
横浜ゴム株式会社	500	0.5	

注. 2021年4月1日より、西京リース株式会社は株式会社エスファイナンスに社名が変更されています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に 係る報酬等	その他
		①監査役会が会計監査人監査に対する報
		酬等について同意をした理由は、注 2
EY 新日本有限責任監査法人	127 百万円	のとおりです。
指定有限責任社員		②会計監査人監査以外に委託した業務の
木村 修	(うち会計監査人	内容は、以下のとおりです。
指定有限責任社員	監査に対する報酬	・米ドル建永久劣後特約付社債の発行に
窪寺 信	等 97 百万円)	関連する監査業務等
		・子会社の計算書類に対する確認業務
		(非監査業務)

- 注1. 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額は191百万円です。
 - 2. 当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算定根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしています。

(2) 責任限定契約・補償契約

氏名または名称	責任限定契約・補償契約の内容の概要等
	本契約の締結により、会計監査人は、保険業法第53条の33第
	1 項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な
EY 新日本有限責任監査法人	過失がないときは、保険業法第53条の36で準用する会社法第
	425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責
	任を負担するものとしています。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

- ① 当社の監査役会では、会計監査人が保険業法第53条の9第1項の各号に定める項目に該当すると判断した場合には、会計監査人を解任とする方針です。 また、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、解任または不再任の議案を総代会に提出する方針です。
- ② 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、当社の重要な子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)をしている事実はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するため、コンプライアンス体制やリスク管理体制などの内部統制システムの基本方針を次のとおり策定しています(2006年5月8日取締役会決定)。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「法令、社内規程および社会的規範を遵守すること」、すなわちコンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスの企業文化としての定着を図るため、次の体制を構築することとする。

- ア.社長を議長とし、経営会議メンバーおよび社外弁護士を構成員とする「コンプライアン ス会議」を設置し、コンプライアンスについての協議を行うとともに、事業年度ごとに コンプライアンスの実行計画を策定し、その推進状況を定期的に検証する。
- イ.全役職員が具体的に遵守すべき規準を制定し、「コンプライアンスマニュアル」等により、全役職員への周知・徹底を図る。
- ウ.各所属において所属長をコンプライアンス推進の責任者と位置づけるとともに、コンプライアンスの統括部署が全社のコンプライアンスに関する具体的な取組みを横断的に 統括し、各所属のコンプライアンス推進状況の確認や改善指導を行う。
- エ.市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携のうえ、毅然とした姿勢で組織的に対応し、関係遮断の徹底を図る。
- オ.職員等から不正行為の通報を受け付ける社内相談窓口および弁護士を窓口とする社外 相談窓口を設置することとし、通報者に対する不利益処分等は行わない。

なお、他の業務執行部門から独立した内部監査部による内部監査を通じて、各組織の内部管理態勢の適切性・有効性を検証する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規程にもとづき、取締役会議事録、経営会議議事録その他取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存し、管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、リスク管理体制の整備・ 強化を図る。

このため、全社的なリスク管理の方針を制定し、当社が管理するリスクを特定したうえで、 管理手法や管理体制等を定める。

また、緊急事態が発生した場合に、迅速な対応を行うための体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、経営計画等の会社経営の基本事項を決定するとともに、定期的に業務執行状況の報告を受けること等を通じて、取締役の職務執行の監督等を行う。

また、経営会議において、取締役会付議事項の立案および取締役会から委任された事項の決定を行い、業務執行上の迅速な意思決定を行う。

取締役会および経営会議付議事項ならびに業務分掌については、「取締役会規則」および「職務権限規程」に明記し、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制とする。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務諸表作成に係る内部統制システムを整備・運用し、評価することにより、財務 諸表の記載内容の適正性を担保し、財務報告の信頼性の確保を図る。

⑥ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、実質子会社の業務の健全かつ適切な遂行の確保を目的に、次の体制を構築すること とする。

ア.実質子会社が、各社の規模・特性を踏まえた取締役・使用人の職務の執行が法令および 定款に適合することを確保するための体制、損失の危機の管理に関する規程その他の体 制、および実質子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制の整備・強化を 図るよう管理・指導する。

イ.実質子会社の取締役等の職務の執行に係る事項を当社に報告する体制を整備する。

- ウ.実質子会社の管理・指導を行う社内規程を定め、健全性の確保等に努める。
- エ.当社より非常勤取締役・監査役を派遣し、経営状況等のチェックを行うとともに、定期 的に内部監査部門による検証を行う。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査役会に直属する組織として監査役室を設置し、監査役の監査業務を補佐する専属の使用人を置く。当該使用人は、取締役の指揮・監督を受けず、監査役の指揮命令下、その職務を遂行し、監査役に対してその責任を負う。

また、監査役の当該使用人に対する指揮命令が実効的に行われるために、必要な知識と経験を備えた者を継続的に配置するとともに、当該使用人の人事異動、勤務考課および懲戒処分については、監査役会が指名する監査役の同意を必要とする。なお、監査役室には若干名の兼務者を配置し、必要あるときは、監査役の補助業務を担当させる。

⑧ 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の取締役または使用人および実質子会社の取締役、監査役、使用人が、法令に定める事項に加え、経営上重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見または報告を受けた場合に、直ちに監査役に報告する体制を整備するとともに、当該報告をした者に対する不利益処分等は行わない。

また、代表取締役は、監査役会と定期的に意見交換会を開催し、意思の疎通を図り、その他の取締役も積極的に監査役との意見交換を行う。

なお、円滑かつ実効的な監査活動のために、監査役会と会計監査人、内部監査部門等の連携 に配慮する。また、監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理については、監 査役からの求めに応じる体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」にもとづき、業務の適正を確保するために必要なコンプライアンス体制やリスク管理体制等を整備し、運用しています。

反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢については、定期的なスクリーニングの実施や警察等 の外部専門機関との緊密な連携等により、引き続き強化を図っています。

また、財務報告に係る内部統制の有効性を評価した「内部統制報告書」を自主的に作成し、監査法人による監査を受けるとともに、その内容を公表しています。

2020年度は、新会社「なないろ生命保険株式会社」を含む当社グループにおけるガバナンス強化を目的に、「内部統制システムの基本方針」を改正するとともに、「グループ会社経営管理方針」を制定することとしました。

内部監査を通じた内部管理態勢の検証については、働き方改革の実施状況や統合的リスク管理態勢等を重点的に監査するなど、その適切性を検証しています。また、代表取締役は、監査役との意見交換を行うなど、監査役の監査が実効的に行われる体制としています。

上記の取組みにより、当社の内部統制システムは有効に機能し、業務の適正を確保しています。

7. その他

- (1) 2020 年 7 月 2 日、第 73 回定時総代会において、取締役に佐藤美樹、木村博紀、菊池達也、 多々良裕志、井口泰広、藤岡通浩、石島健一郎、大矢和子、塚本隆史、渡邉健二の各氏が再 任され、新たに池田健一氏が選任され、それぞれ就任しました。
- (2) 2020年7月2日、取締役会の決議により、代表取締役に木村博紀、菊池達也の各氏が再選され、それぞれ就任しました。また、会長には佐藤美樹氏が、社長には木村博紀氏が再選され、それぞれ就任しました。
- (3) 2021年3月1日、取締役会の決議により、代表取締役に井口泰広氏が選定され、同年4月 1日から就任することとなりました。また、同年3月31日、菊池達也氏が代表取締役を辞任 し、代表権のない取締役となりました。
- (4) 2020年9月23日、本社を東京都千代田区大手町二丁目6番1号から東京都新宿区四谷一丁目6番1号に移転しました。
- (5) 公益財団法人朝日生命成人病研究所に対し、2020年10月6日に1億円を、2021年3月23日に3億7,500万円を寄付しました。
- (6) 本年度末における社員総数は1,926,691名、総代数は148名です。

Ⅱ. 2020年度 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	亚	/ h / / / / / / / / / / / / / / / / / /	亚
	3E 360		A 477 00F
現 金 お よ び 預 貯 金 現 金	35, 368	保険契約準備金	4, 477, 995
	15	支 払 備 金	28, 572
預 貯 金	35, 352	責任準備金	4, 419, 372
	113, 000	社員配当準備金	30, 050
日買入金銭債権 日本 **	25, 094	再保険借	680
有 価 証 券	4, 612, 320	社 債	127, 773
国 債	1, 692, 106	その他負債	292, 817
地方	49, 130	债券貸借取引受入担保金 	178, 810
社 債	973, 538	借入金	41, 000
株式	447, 371	未 払 法 人 税 等	5, 042
外 国 証 券	1, 368, 844	未 払 金	4, 422
その他の証券	81, 330	未 払 費 用	8, 424
貸付金金	303, 451	前 受 収 益	186
保険約款貸付	35, 182	預 り 金	631
一 般 貸 付	268, 268	預 り 保 証 金	17, 533
有 形 固 定 資 産	377, 849	金融派生商品	33, 471
土 地	221, 081	金融商品等受入担保金	896
建物	150, 533	リース 債務	1, 459
リース 資産	1, 459	資 産 除 去 債 務	851
建設仮勘定	1, 589	仮 受 金	87
その他の有形固定資産	3, 186	退職給付引当金	30, 856
無形固定資産	26, 797	価格変動準備金	45, 680
ソフトウェア	17, 722	繰 延 税 金 負 債	22, 826
その他の無形固定資産	9, 075	再評価に係る繰延税金負債	16, 268
代 理 店 貸	14	支 払 承 諾	1
再 保 険 貸	987		
その他資産	44, 692	負債の部合計	5, 014, 899
未収金	7, 278	(純 資 産 の 部)	
前 払 費 用	4, 027	基金	91, 000
未 収 収 益	20, 230	基金償却積立金	166, 000
預 託 金	2, 898	再 評 価 積 立 金	281
金融派生商品	1, 949	剰 余 金	99, 378
金融商品等差入担保金	6, 202	損失塡補準備金	328
仮 払 金	677	その他剰余金	99, 050
その他の資産	1, 427	基金償却準備金	44, 400
前 払 年 金 費 用	233	社員配当平衡積立金	7, 091
支 払 承 諾 見 返	1	当期未処分剰余金	47, 558
貸 倒 引 当 金	△ 406	基金等合計	356, 660
		その他有価証券評価差額金	213, 200
		土地再評価差額金	△ 45, 354
		評 価・ 換 算 差 額 等 合 計	167, 845
		純資産の部合計	524, 505
資産の部合計	5, 539, 404	負債および純資産の部合計	5, 539, 404

- 注1. 有価証券(現金および預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、 売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券につ いては移動平均法による償却原価法 (定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関す る当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に もとづく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式お よび関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の 5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび同法施行令第13条の5の 2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう) については原価法、その他有価証券のう ち時価のあるものについては3月末日の市場価格等(国内株式、国内株価指数連動型上場投資信 託、国内上場不動産投資信託、外国株価指数連動型上場投資信託(ヘッジ分を除く)、外国債券 指数連動型上場投資信託(ヘッジ分を除く)および外貨建債券(ヘッジ分を除く)は3月中の市 場価格等の平均)にもとづく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極 めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を 含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動 平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資 産直入法により処理しております。
 - 2. 個人保険・個人年金保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)にもとづき、責任準備金対応債券に区分しております。
 - 3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
 - 4. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)にもとづき、事業用の 土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰 延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資 産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に奥行補正等の合理的な調整を行って算定または同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。

- 5. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
 - ・有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法 (ただし、建物については定額法)を採用しております。
 - ・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 6. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。

なお、その他有価証券のうち時価のある外国株価指数連動型上場投資信託(ヘッジ分を除く)、 外国債券指数連動型上場投資信託(ヘッジ分を除く)および外貨建債券(ヘッジ分を除く)は、 3月中の平均為替相場により円換算しております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額 および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準にもとづき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果にもとづいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28百万円であります。

8. 退職給付引当金および前払年金費用は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき、計上しております。

退職給付債務ならびに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数 翌期より7年 過去勤務費用の処理年数 発生年度全額処理

- 9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定にもとづき算出した額を計上しております。
- 10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジおよび金利スワップの特例処理、 外貨建債券および外貨建投資信託等の一部に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、 外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップの振当処理、その他の外貨建取 引等については為替の振当処理を行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動またはキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

11. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控 除対象外消費税等のうち、法人税法に規定する繰延消費税等については、前払費用に計上し5年 間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。 12. 保険料等収入(再保険収入を除く)は、原則として、収納があり、保険契約上の責任または保 険期間が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条および保険業法施行規則第69条第1項第2号にもとづき、責任準備金に積み立てております。

13. 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款にもとづく支払事由が発生し、当該約款にもとづいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条および保険業法施行規則第72条にもとづき、期末時点において支 払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生 したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支 払備金を積み立てております。

14. 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約にもとづく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項にもとづき、保険料および責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金の一部については、保険業法第121条第1項および保険業法施行規則第80条にもとづき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条および保険業法施行規則第69条第1項第3号にもとづき、保険契約にもとづく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

15. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間にも とづく定額法により行っております。

- 16. 当年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は、以下のとおりであります。
 - ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
 - ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
 - ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

(1) 概要

当該会計基準等は、国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、金融商品の時価の算定方法に関するガイダンス等が定められたものであります。

(2) 適用予定日

2021年度の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等を適用することによる影響は評価中であります。

- 17. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、保険 商品ごとの負債特性に応じ、以下の方針で行っております。
 - ・利率変動積立型終身保険・利率変動型積立保険・2012年4月2日以降契約の新一時払個 人年金保険については、資産と負債のデュレーションを一致させ金利変動リスクを回避する ことを目指す「マッチング型ALM」による国内公社債中心の運用を行っております。
 - ・上記以外の個人保険・個人年金保険については、国内公社債・貸付金等の円金利資産をポートフォリオの中核として保険負債の特性に対応した運用を行いつつ、国内株式・外国証券・不動産等へ一定程度資産配分することにより、収益性の向上に取り組んでおります。

また、デリバティブ取引については、主に保有している有価証券が持つ価格変動リスク、為替変動リスク等および社債が持つ為替変動リスクを回避(ヘッジ)することを目的に活用しております。

なお、主な金融商品として、有価証券は価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスクおよび為替変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

市場リスクの管理にあたっては、VaR法による有価証券等のリスク量の定量的な管理と、市場環境が悪化するシナリオを想定し、当社ポートフォリオへの影響を分析するストレステストや感応度分析による管理を併用し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。信用リスクの管理にあたっては、VaR法によりポートフォリオ全体の信用リスク量を定量化し、リスク量が許容範囲内に収まるようコントロールしております。また、取引先の信用度に応じた社内信用格付の付与や、投融資執行部から独立したリスク管理統括部による事前の厳正な審査、事後のフォロー等を実施する体制を敷くとともに、信用リスクが特定の企業・グループに集中することを防止するため、信用リスクの程度に応じた与信枠を設定のうえ管理を行い、良質なポートフォリオの構築に努めております。

主な金融資産および金融負債にかかる貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位・百万円)

	(単位:百万			(単位:日刀円)
		貸借対照表価額	時価	差額
現金および預貯金		35,368	35,368	_
コールローン		113,000	113,000	_
買入金銭債権		25,094	27,415	2,321
	売買目的有価証券	-	-	_
	満期保有目的の債券	24,125	26,446	2,321
	責任準備金対応債券	_	_	_
	その他有価証券	969	969	_
有価証	. 券	4,577,667	4,830,674	253,006
	売買目的有価証券	26,307	26,307	-
	満期保有目的の債券	296,880	333,953	37,073
	責任準備金対応債券	2,039,060	2,254,994	215,933
	その他有価証券	2,215,419	2,215,419	_
貸付金		303,451	311,163	7,712
	保険約款貸付	35,182	35,182	-
	一般貸付	268,268	275,980	7,712
資産計		5,054,581	5,317,621	263,040
社債		127,773	130,313	2,540
債券貸借取引受入担保金		178,810	178,810	-
借入金		41,000	42,548	1,548
負債計		347,584	351,673	4,088
金融派生商品		(31,522)	(31,522)	-
	ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,875)	(1,875)	-
	ヘッジ会計が適用されているもの	(29,646)	(29,646)	_

^{*}デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

- (1) 有価証券(預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10 号)にもとづく有価証券として取扱うものを含む)
 - ・市場価格のある有価証券
 - ①その他有価証券の時価は、3月末日の市場価格等(国内株式、国内株価指数連動型上場投資信託、国内上場不動産投資信託、外国株価指数連動型上場投資信託(ヘッジ分を除く)、外国債券指数連動型上場投資信託(ヘッジ分を除く)および外貨建債券(ヘッジ分を除く)は3月中の市場価格等の平均)によっております。
 - ②上記以外の有価証券の時価は、3月末日の市場価格等によっております。

・市場価格のない有価証券

非上場株式等(子会社・関連会社を含む)については時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表価額は、34,653百万円であります。

(2) 貸付金および借入金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付・借入金については、主に、元利金の合計額を、信用リスクに見合った利率で割り 引いた価格を時価としております。なお、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先に対する貸付金に ついては、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

(3) 社債

3月末日の市場価格等によっております。

(4) 債券貸借取引受入担保金

時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(5) 金融派生商品

- ①株式オプション取引および通貨オプション取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。
- ②為替予約取引の時価については、3月末日のTTM等にもとづき当社で算出した理論価格によっております。
- ③通貨スワップの振当処理を適用しているデリバティブ取引については、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、その時価は、社債に含めて記載しております。
- 18. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は、247,811百万円、時価は、289,679百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書にもとづく金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)によっております。
- 19. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、265,606百万円であります。

- 20. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、677百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。
 - (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は0百万円、延滞債権額は563百万円であります。上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額3百万円、延滞債権額25百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

- (2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は94百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸付金であります。
- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は20百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の 減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸 付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

- 21. 有形固定資産の減価償却累計額は285,435百万円であります。
- 22. 特別勘定の資産の額は28,078百万円であります。 なお、負債の額も同額であります。
- 23. 子会社等に対する金銭債権の総額は430百万円、金銭債務の総額は2,104百万円であります。
- 24. 取締役および監査役に対する金銭債務総額は15百万円であります。

25. (1) 繰延税金資産の総額は65,571百万円、繰延税金負債の総額は73,930百万円であります。

繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、14,467百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、

危険準備金17,422百万円、価格変動準備金12,744百万円、退職給付引当金8,608百万円、減損損失7,930百万円、その他有価証券の評価差額5,406百万円、

および有価証券評価損 4,106百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、

その他有価証券の評価差額 72,520百万円であります。

- (2) 当年度における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、評価性引当額の増減 \triangle 4.5%、基金利息 \triangle 4.0%、社員配当準備金 \triangle 1.9%であります。
- 26. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高32,073百万円前期剰余金からの繰入額1,794百万円当期社員配当金支払額3,820百万円利息による増加等3百万円当期末現在高30,050百万円

- 27. 子会社等の株式は21,367百万円であります。
- 28. 担保に供されている資産の額は、有価証券32,653百万円であります。
- 29. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は6百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は359百万円であります。
- 30. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は213,482百万円であります。
- 31. 売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り 入れている有価証券であり、当年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は 72,634百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
- 32. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、10,240百万円であります。
- 33. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付 社債であります。

- 34. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
- 35. 保険業法第259条の規定にもとづく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当 社の今後の負担見積額は、8,016百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

- 36. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度であります。)および退職一時金制度(非積立型制度でありますが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっております。)を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	41,	291百万円
勤務費用	1,	829百万円
利息費用		4 1 2 百万円
数理計算上の差異の当期発生額		866百万円
退職給付の支払額	$\triangle 4$,	035百万円
期末における退職給付債務	40,	365百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	6, 507百万円
期待運用収益	55百万円
数理計算上の差異の当期発生額	1, 371百万円
事業主からの拠出額	151百万円
退職給付の支払額	△174百万円
期末における年金資産	7, 912百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金 および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	40,365百万円
年金資産	△7, 912百万円
	32,452百万円
未認識数理計算上の差異	△1,829百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	30,623百万円
退職給付引当金	30,856百万円
前払年金費用	△233百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	30,623百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	1,829百万円
利息費用	412百万円
期待運用収益	△55百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	95百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	2,281百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

株式	45%
債券	9 %
その他	46%
合計	100%

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を 考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

割引率1.0%長期期待運用収益率0.9%(うち、確定給付企業年金1.6%

Ⅲ. 2020年度[2020年4月1日から 2021年3月31日まで] 損益計算書

(単位:百万円)

		科	I			(単位:日万円) 金 額
経	常	 収 益				600,713
小土	保	険 料	等	収	7	
				ЧХ	入 料	391, 410
		宋 東 42	険	il u z		388, 896
		再 保 票	険	収	入	2, 514
	資	産運	用	収	益	146, 534
	1		び配当	金等収	入	118, 111
			券 利 息	• 配 当	金	95, 849
		貸付	金	利	息	4, 639
		不 動	産 賃		料	16, 543
		その他		配当	金	1,078
	7	有 価 証	券	売 却	益	15, 249
	7	有 価 証	券	賞 還	益	77
	1	為替	-	差	益	387
	2	その他	運	用 収	益	6, 968
	4		官 資 産		益	5, 740
	そ	の他	経 常		益	62, 767
		保険金	据置	受 入	金	8, 927
		退職給付		金戻入	額	1,677
		支 払 備		灵 入	額	806
		責任準	備金	戻 入	額	48, 624
		その他	の経	常収	益	
経		費用	の 産	市収	血	2,732
在			华 士	+1	<u>~</u>	564, 083
	保	険 金	等支	払	金 ^	385, 384
		呆	険		金 ^	112, 015
		年			金	122, 158
		給	付	_	金	68, 241
		解約	返	戻	金	77, 538
			他 返	戻	金	3, 158
		再 保		倹	料	2, 272
	責	任 準 備	金 等	繰 入	額	3
	ŧ	社 員 配 当 金	注積 立利	」息 繰 入	額	3
	資	産 運	用	費	用	34, 559
	=	支払	ź	fl]	息	4, 470
	5	売 買 目 的	有 価 証	券 運 用	損	485
	7	有 価 証		売 却	損	5, 520
		有 価 証		評 価	損	19
		有 価 証		賞 還	損	65
		金融派	生商	品費	用	8, 898
		貸 倒 引	当金	繰入	額	10
			」 単		費	5, 503
		その他		用 費	用	9, 584
	事		*************************************	17 須	費	110, 323
	チそ	の他	· 経常	費	用	
						33, 812
1		深 険 金	据置	支 払	金	10, 491
1		锐 医	Dile	±π	金	9, 126
1		减 価	貨のタ	却	費田	12, 181
<i>₽</i> Δ		そ の 他	の経	常費	用	2,013
経	常	利 益				36, 629
特	別	利益	e kk	An /\	44	275
	固	定資産		処 分	益	146
4+	そ	の 他	特別	利	益	129
特	別	損失	r 644	tn t	L	8, 602
1	固	定資産		処 分	損	1, 481
	減	損	損		失	2, 971
1			準 備 金		額	2, 450
	不	動産	圧	縮	損	5
	そ	の他	特 別		失	1, 694
税	引	前 当	期約	电 剰	余	28, 302
法	人	税お。	よび	住 民	税	10, 122
法	人		等 調	整	額	△ 5, 084
法		人 税	等	合	計	5, 038
当			· 純	剰	余	23, 263
						, =

- 注1. 子会社等との取引による収益の総額は1,067百万円、費用の総額は9,020百万円であります。
 - 2. (1) 有価証券売却益の内訳は、

国債等債券9,357百万円、株式等3,331百万円、

外国証券 2,559百万円であります。

(2) 有価証券売却損の内訳は、

国債等債券892百万円、株式等1,893百万円、

外国証券 2,733百万円であります。

(3) 有価証券評価損の内訳は、

株式等 17百万円、

外国証券 1百万円であります。

- 3. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は0百万円、責任準備金 戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は6百万円であります。
- 4. 「売買目的有価証券運用損」の内訳は、売却損485百万円であります。
- 5. 「金融派生商品費用」には、評価損が2,667百万円含まれております。

6. 当年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業全体で1つの資産グループとして おります。また、賃貸不動産等、遊休不動産等、売却予定不動産等については、それぞれの物件 ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

77.42.42.47.7		MM/M - EN - EN -	(/ <u>A</u> · <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> / (
田冷	減損	損 失 (百 万	円)
用途	土 地	建物	計
賃貸不動産等	7 2 1	156	8 7 7
遊休不動産等	4 5 7	1 4 1	5 9 8
売却予定不動産等	1, 309	185	1, 494
合 計	2, 488	483	2, 971

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等、売却予定不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを3.4%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準にもとづく評価額または公示価格を基準とした評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しております。

7. その他特別損失には、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る給与保障費等1,572百万円を含んでおります。

Ⅳ. 2020年度

2020年4月1日から 2021年3月31日まで

基金等変動計算書

(単位:百万円)

					基金等				(単位:白万円)
						剰余金			
	基金	基金償却	再評価積立金	19 / 19 14		その他剰余金			基金等合計
	塞並	積立金	评計 侧模立金	損失塡補 準備金	基金償却 準備金	社員配当平衡 積立金	当期未処分 剰余金	剰余金合計	基 亚寺'日刊
当期首残高	91, 000	166, 000	281	310	35, 300	7, 318	38, 890	81, 819	339, 100
当期変動額									
社員配当準備金の積立							△ 1,794	△ 1,794	△ 1,794
損失塡補準備金の積立				18			Δ 18		
基金利息の支払							△ 4,081	△ 4,081	△ 4,081
当期純剰余							23, 263	23, 263	23, 263
基金償却準備金の積立					9, 100		△ 9,100		
社員配当平衡積立金の取崩						△ 227	227		
土地再評価差額金の取崩							171	171	171
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	_	_	18	9, 100	Δ 227	8, 668	17, 559	17, 559
当期末残高	91, 000	166, 000	281	328	44, 400	7, 091	47, 558	99, 378	356, 660

	その他有価証券 評価差額金			評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	97, 625	Δ	45, 183	52, 442	391, 543	
当期変動額						
社員配当準備金の積立					△ 1,794	
損失塡補準備金の積立						
基金利息の支払					△ 4,081	
当期純剰余					23, 263	
基金償却準備金の積立						
社員配当平衡積立金の取崩						
土地再評価差額金の取崩					171	
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)	115, 574	Δ	171	115, 403	115, 403	
当期変動額合計	115, 574	Δ 171		115, 403	132, 962	
当期末残高	213, 200	Δ	45, 354	167, 845	524, 505	

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

朝日生命保険相互会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 修 ⑩ 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 窪 寺 信 印

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、朝日生命保険相互会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの2020年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

附属明細書(以下「計算書類等」という。) について監査を行った。 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業 会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要 な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査根拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表 示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の 判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

いるかどうかを評価する。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の 実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基 準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの2020年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、 監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用し ながら、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収 集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しまし た。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の 執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類 等を閲覧し、本社及び支社等において業務及び財産の状況を調査いたしま した。また、子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等と意思 疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受け ました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他相互会社及びその子会社等から成る企業グループの業務の適正を確保するために必要なものとして保険業法施行規則第23条の8に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを 監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について 報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職 務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(保険業法施行規則 第 27 条の 7 各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005 年 10 月 28 日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必 要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並び に計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び基金等変動計算書) 及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であ ると認めます。

2021年5月24日

朝日生命保険相互会社 監査役会

監査役(常勤)染川 博行印

監査役(常勤)小西 英樹印

監査役 関 忠行@

監査役 柴田 光義印

- (注)監査役 関 忠行及び監査役 柴田 光義は、保険業法第53条の5第3項に定める社外監査役であります。
- (注)監査役 町田 幸雄は、2020年9月6日死亡により退任いたしました。 なお、監査役会の定員につきましては、法令及び定款の規定を満たしております。

報告事項2 相互会社制度運営報告の件

I. 総代の定数および総代の選出方法

1. 総代の定数

定款の定めにより、総代の任期は4年で、定数は150名としています。総代は、広く社員(ご契約者)全体の中から偏りなく選出することが必要であり、一方、会議体として総代会を運営する際には、総代と役員とが質疑応答を通して直接対話が可能な体制を整えることが必要です。当社の総代の定数は、こうした観点から適正な人数であると考えています。

2. 総代の選出方法

社員の中から総代会で選任された総代候補者選考委員で構成する総代候補者選考委員会が、総代候補者を選考して推薦に関する公告を行います。社員は、候補者の中に信任を可としない者がある場合、投票によってその意思を表明します。各候補者は、信任を可としない投票を行った社員の数が投票権を有する社員の10分の1に満たない場合に、総代として選出されます。この方法は、全国の社員の中から地域、職業、年齢に偏りがないように総代を選出するために適していると考えています。また、全国各地で開催している「ご契約者懇談会」に出席いただいたご契約者から総代候補者を選考するなど、より幅広い社員各層からの選出に努めています。

Ⅱ. 評議員会

評議員会は社員および学識経験者等によって構成され、社員から寄せられた会社経営に関する ご意見・ご提言を審議するほか、取締役会が助言を求めた会社経営に関する事項について審議を 行っています。

2020年度の評議員会は、以下のとおり開催され、活発な審議が行われました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、2020年6月開催予定の評議員会は中止しました。

1. 第 24 回評議員会

- (1) 開催日 2020 年 12 月 14 日 (月)
- (2)議 題
 - ①2020年度上半期報告について
 - ②取締役会が助言を求める事項

「次期中期経営計画の基本的な考え方について」

- ③「総代推薦細則」の一部変更に関する報告事項
- ④「社員から寄せられた会社経営に関する書面」について

Ⅲ. ご契約者懇談会

ご契約者懇談会は、広く全国各地のご契約者の皆様からご意見・ご要望を直接お伺いし、会社 経営に反映させること、また、生命保険および当社に関する説明や報告を行うことにより、当社 と生命保険についてより深くご理解いただくことを目的として、1975年から開催しています。

2020 年度は、2020 年 12 月から 2021 年 2 月にかけて、全国 58 支社で開催し、86 名の総代を含む 574 名のご契約者にご出席いただきました。

今年度のご契約者懇談会は、「新しい生活様式」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症への感染防止策^(注1)を講じたうえで開催しました。なお、1月以降の全国的な感染拡大を踏まえ、42支社が書面による開催^(注2)に切り替えました。

ご出席された方々よりいただいたご意見・ご要望につきましては、お客様サービスの改善等、 お客様満足の向上のための取組みに反映させています。

(注1)主な感染防止策

- ・ご出席いただく人数を従来の半数(10名程度)とし、開催時間を短縮しました。
- ・社内テレビ会議システム等を使用し、支社会場のほか、最寄りの営業所からも参加できるオンライン開催を原則としました。

(注2)書面による開催

・資料、会社紹介 DVD を出席者へ郵送のうえ、出席者より返送されたご質問・意見等に対し、 本社にて回答を作成し、各支社の出席者全員へ回答文書を郵送しました。

総代会参考書類

議案および参考事項

決議事項

第1号議案 2020 年度剰余金処分案承認の件

当期未処分剰余金は、475億5,899万6,629円となりました。

当期未処分剰余金に社員配当平衡積立金取崩額 1 億 809 万 8,748 円を加え、その合計である 476 億 6,709 万 5,377 円のうち、153 億 6,152 万 6,383 円を剰余金処分額とし、323 億 556 万 8,994 円を次期繰越剰余金とさせていただきたいと存じます。

剰余金処分額 153 億 6, 152 万 6, 383 円のうち、21 億 5, 350 万 9, 251 円を社員配当準備金に繰り入れ、その残額の差引純剰余金 132 億 801 万 7, 132 円につきましては、保険業法の規定に基づき損失塡補準備金として 1,900 万円を積み立てるほか、基金利息として 40 億 8,901 万 7, 132 円を充当し、任意積立金として基金償却準備金を 91 億円積み立てさせていただきたいと存じます。

2020 年度 [2020年4月1日から 2021年3月31日まで] 剰余金処分案

(単位:円)

	科	•		目		金額
当	期:	未 処	分:	剰 余	金	47, 558, 996, 629
任	意	漬 立	金〕	取 崩	額	108, 098, 748
社	員 配	当 平 獲	積 立	金取崩	額	108, 098, 748
		1	H			47, 667, 095, 377
剰	余	金	処	分	額	15, 361, 526, 383
社	員	酉己	当 準	備	金	2, 153, 509, 251
差	引	純	剰	余	金	13, 208, 017, 132
	損	 填	補	準 備	金	19, 000, 000
	基	金	7	[1]	息	4, 089, 017, 132
	任	意	積	<u> </u>	金	9, 100, 000, 000
	基	金 償	却	準 備	金	9, 100, 000, 000
次	期	繰き	或 剰	余	金	32, 305, 568, 994

第2号議案 社員配当金割当ての件

保険約款に社員配当金割当規定のある保険契約に対して、2020年度決算にもとづく社員配当金は、その保険約款の定めるところにより、次のとおり割り当てたいと存じます。

I. 個人保険および個人年金保険

1. 通常配当

(1) 個人保険および個人年金保険(ただし、5年ごと利差配当付個人保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付医療保険、利率変動積立型終身保険および利率変動型 積立保険を除きます)

契約毎に次の ア. から カ. までの合計額とします(負値となる場合は零とします)。

ア. 利差配当

責任準備金 (注1) に別表 1 に定める利差配当率を乗じた額とします。 ただし、変額保険の特別勘定部分を除きます。

イ. 死差配当

別表2に定める額

ただし、変額保険および年金開始後の契約を除きます。

ウ. 費差配当

零とします。

- エ. 災害関係特約 (災害給付を組み込んだ保険種類を含みます) に対する配当 別表 3 に定める額
- オ. 疾病関係特約に対する配当 別表 4 に定める額
- カ. その他の特約に対する配当別表5に定める額
- (注1) 将来の保険金等の支払いに備えて、保険契約者が払い込む保険料の中から積み立てる準備金

(2) 5年ごと利差配当付個人保険、5年ごと利差配当付個人年金保険 および 5年ごと利差配当付医療保険

5年ごとの応当日が到来する契約および所定の年数を経過して消滅する契約については、 契約日または直前の5年ごとの応当日以降、2020年度末までの各事業年度末に割振られた利 差配当の合計額に所要の調整を行った額を割り当てます(負値となる場合は零とします)。 ただし、解約、減額等により消滅する契約については、この額に75%を乗じた額を割り当 てます。

なお、2020年度決算にもとづく割振り額は、責任準備金(ただし5年ごと利差配当付医療保険のうち、無事故給付金および健康祝金のある契約については、当該部分を除いたもの、満了一時金付特定療養給付特約については、出産等に関する部分を考慮したものとします)に別表1に定める利差配当率を乗じた額とします。

(3) 利率変動積立型終身保険および利率変動型積立保険 責任準備金に別表1に定める利差配当率を乗じた額とします。

2. 特別配当

零とします。

Ⅱ. 団体定期保険 および 総合福祉団体定期保険

1. 団体定期保険

被保険者数に応じて、死差益に14%から97%を乗じた額とします。ただし、加入率に応じて所定の配当率調整を行います。

団体定期保険年金払特約については零とします。

2. 総合福祉団体定期保険

被保険者数および収支状況に応じて、死差益に14%から98.7%を乗じた額とします。 総合福祉団体定期保険年金払特約については零とします。

Ⅲ. 団体信用生命保険

被保険者数に応じて、死差益に10%から97%を乗じた額とします。

ただし、3大疾病保障特約が付加されている団体信用生命保険については「死亡・高度障害部分」と「死亡・高度障害・3大疾病部分」を区分して適用し、「死亡・高度障害部分」については死差益に10%から97%を乗じた額、「死亡・高度障害・3大疾病部分」については死差益に7%から85%を乗じた額とします。

Ⅳ. 団体終身保険

(約款の規定にもとづき、保険契約者が有する権利義務を個人扱被保険者に移行した契約)

次の1. および2. の合計額とします(負値となる場合は零とします)。

- 1. 責任準備金に利差配当率(1.25%-予定利率)を乗じた額とします。
- 2. 死差配当は零とします。

V. 心身障害者扶養者生命保険

次の1. および2. の合計額とします(負値となる場合は零とします)。

- 1. 経過保険料積立金(注2)に利差配当率(1.50%-予定利率)を乗じた額とします。
- 2. 死差益に95% (死差損の場合は100%) を乗じた額とします。
- (注2) 保険年度における保険料積立金(責任準備金)の平均値

Ⅵ. 企業年金保険、新企業年金保険 および 拠出型企業年金保険

次の1.から5.の合計額とします(負値となる場合は零とします)。

- 1. 経過責任準備金(注3)に利差配当率(0.75%-予定利率)を乗じた額とします。
- 2. 死差配当は被保険者数にかかわらず零とします。
- 3. 費差配当は被保険者数にかかわらず零とします。
- 4. 責任準備金関係損益に係る配当は零とします。
- 5. 特別配当は零とします。

(注3) 保険年度における責任準備金の平均値

Ψ. 勤労者財産形成給付金保険、勤労者財産形成貯蓄積立保険 および 財形住宅貯蓄積立保険

零とします。

垭. 財形年金保険

1. 通常配当(利差配当)

- (1) 年金支払開始日以前の契約 零とします。
- (2) 年金支払開始日後の契約 零とします。

2. 特別配当

零とします。

IX. 財形年金積立保険

零とします。

X. 医療保障保険

1. 医療保障保険(個人型)

次の(1)および(2)の合計額とします。

- (1) 死亡保険金に死差配当率 (年齢に応じて対10万円、1円から 78円) を乗じた額
- (2) 災害入院に係わる部分について基準日額 1,000円につき 50円 疾病入院に係わる部分について基準日額 1,000円につき 90円から 590円

2. 医療保障保険 (団体型)

被保険者数に応じて、死差益に25%から70%を乗じた額とします。

別表 1

利 差 配 当 率

対	象	契	約	利差配当率
予定利率 1.00%未満の契約				0.90%—予定利率
予定利率 1.00%以上の契約				1.20%—予定利率

ただし、下記の対象契約については、次のとおりとします。

対象	契	約	利差配当率			
普通養老保険	普通養老保険 契約日が1995年10月2日以後の一時払契約					
個人年金保険		月2日以後の一時払契約				
新個人年金保険	关系5日 / · 1990 平 0	万 2 日以後の一時四天附				
5年ごと利差配当付新一時払個人年	金保険		1.20%—予定利率			
年金開始後契約(個人年金保険、親	「個人年金保険およて	(年金移行特約等)	(*)			
一時払退職後終身保険						
5年ごと利差配当付普通終身保険	契約日が1998年6 2004年10月3日	月 2 日以後 以前の一時払契約				
	契約日が 2004 年 10)月4日以後の一時払契約				
5年ごと利差配当付介護保障定期保	険					
5年ごと利差配当付災害死亡重点保	Ο%					
利率変動積立型終身保険(第一保険						
利率変動型積立保険						

- (*) 予定利率1.20%未満の契約については零とします。
- 注. 予定利率とは、保険料の計算に用いた利率であり、契約締結の時期、保険種類、保険料払込期間および保険期間によって異なります。

別表2

死 差 配 当 額 (例 表)

(危険保険金10万円について、単位;円)

契約締結時期		사무무대			年		齢		1 <u> </u> 1 1 1 1 1 1
突 於 新	后吁 别	性別	10 歳	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
1964年3月	91 디기상	男性	99	237	357	419	736	1, 530	3, 240
1904 平 3 月	91 口 以 削	女性	102	289	383	469	883	2,090	4, 705
1964年4月	1日以後	男性	66	159	208	263	567	1, 220	2, 730
1969年5月	31 日以前	女性	69	211	234	313	714	1, 780	4, 195
1969年6月	1 日以後	男性	76	108	102	186	439	995	2, 545
1974年4月	30 日以前	女性	79	160	128	236	586	1,560	4,010
1974年5月	1日以後	男性	44	76	62	110	171	290	705
1976年3月	1 目以前	女性	47	128	88	160	318	855	2, 165
1976年3月	2 日以後	男性	44	76	62	110	171	290	705
1981年4月	1日以前	女性	47	98	88	105	158	410	970
1981年4月	2 日以後	男性	27	59	22	61	106	125	360
1985年4月	1日以前	女性	19	24	26	52	72	140	320
1985年4月	2 日以後	男性	12	38	6	30	103	103	103
1990年4月	1日以前	女性	5	15	5	30	37	37	37
1990年4月	2 日以後	男性	6	38	5	24	86	86	127
1996年4月	1日以前	女性	5	11	4	17	24	39	163
1996年	(武協初幼門別)	男性	2	33	3	13	23	67	90
4月2日以後	(転換契約以外)	女性	1	4	0	12	24	27	15
1999年	(転換契約)	男性	1	29	0	9	15	67	90
4月1日以前	(料换关剂)	女性	1	3	0	8	23	16	0
1999年4月	2 日以後	男性	2	33	3	13	23	67	90
2007年4月	1 目以前	女性	1	4	0	12	24	27	15
2007年4月	9 日以後	男性	1	3	5	5	9	9	9
2007 午 4 万	4日外仮	女性	0	2	0	5	7	2	2

ただし、新こども保険、普通終身保険、普通養老保険については、次のとおりとします。

(危険保険金10万円について、単位;円)

				(/[以映保険	亚 10 //		v · C , =	H
契約締約	洁時期	性別			年		齢		
			10 歳	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
1964年3月	31 日以前	男性	103	261	373	448	822	1,530	3, 240
1304 午 3 万	01 日外則	女性	106	294	403	477	902	2, 090	4, 705
1964年4月	1日以後	男性	70	183	224	292	653	1, 220	2, 730
1969年5月	31 日以前	女性	73	216	254	321	733	1, 780	4, 195
1969年6月	1 目以後	男性	80	132	118	215	525	995	2, 545
1974年4月	30 日以前	女性	83	165	148	244	605	1, 560	4, 010
1974年5月	1 日以後	男性	48	100	78	139	257	290	705
1976年3月	1 目以前	女性	51	133	108	168	337	855	2, 165
1976年3月	2 日以後	男性	48	100	78	139	257	290	705
1981年4月	1日以前	女性	51	103	108	113	177	410	970
1981年4月	2 日以後	男性	31	83	38	90	192	192	360
1985年4月	1 日以前	女性	23	29	46	60	91	140	320
1985年4月	2 日以後	男性	16	62	22	59	189	189	189
1990年4月	1 目以前	女性	9	20	25	38	56	56	56
1990年4月	2 日以後	男性	10	62	21	53	172	172	172
1996年4月	1日以前	女性	9	16	24	25	43	43	163
1996年	(転換契約以外)	男性	6	57	19	42	109	121	121
4月2日以後	(和) 大小()	女性	5	9	11	20	43	49	49
1999 年	(転換契約)	男性	5	53	15	38	101	112	112
4月1日以前	(松)(安)	女性	5	8	9	16	42	45	45
1999年4月	2 日以後	男性	6	57	19	42	109	121	121
2007年4月	1日以前	女性	5	9	11	20	43	49	49
2007年4月	2 日以後	男性	5	27	21	34	95	107	107
2018年4月	1日以前	女性	4	7	14	13	26	31	31
2018年4月	2月以後	男性	1	2	3	4	15	17	17
2010 + 171		女性	1	1	2	3	7	8	8

- 注1. 危険保険金とは、保険金から責任準備金を控除した額です。
 - 2.年齢とは、前年度の契約応当日(普通定期保険集団扱特約付普通定期保険、一時払退職後終身保険、1995年4月2日以後の長期生活保障特約・個人年金保険・個人年金保険増額特約・新個人年金保険・新個人年金保険増額特約の年金開始後契約、年金保険、年金移行特約、夫婦年金移行特約、個人年金保険夫婦年金移行特約、介護保障移行特約 および 個人年金保険介護年金特約については当年度の契約応当日、団体終身保険(約款の規定に基づき、個人扱被保険者へと移行した契約)については当年度の個人扱移行応当日)における被保険者の年齢です。
 - 3. 契約締結時期について、次のとおり読み替えます。
 - (1) 有期払込高保障終身保険については、「1976年3月2日以後1981年4月1日以前」とあるのを「1975年10月27日以後1981年4月1日以前」と読み替えます。
 - (2) 個人年金保険および個人年金保険増額特約については、「1981 年 4 月 2 日以後 1985 年 4 月 1 日以前」とあるのを「1986 年 7 月 4 日以前」と、「1985 年 4 月 2 日以後 1990 年 4 月 1 日以前」とあるのを「1986 年 7 月 5 日以後 1990 年 4 月 1 日以前」とそれぞれ読み替えます。
 - 4. 特定疾病保障定期保険、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険 および 特定疾病保障終身保険増額特約においては、上表にかかわらず、死差配当額を危険保険金 10 万円について次のとおりとします。
 - (1) 1996 年 4 月 1 日以前の契約および 1996 年 4 月 2 日以後の配当回数 2 回目以後の契約 ア. 男性

20歳のとき5円、30歳のとき6円、40歳のとき18円、50歳のとき49円、60歳のとき104円、70歳のとき284円

イ. 女性

20 歳のとき 2 円、30 歳のとき 6 円、40 歳のとき 14 円、50 歳のとき 43 円、60 歳のとき 79 円、70 歳のとき 191 円

(2) 1996年4月2日以後の配当回数1回目の契約

ア. 男性

20 歳のとき 5 円、30 歳のとき 6 円、40 歳のとき 18 円、50 歳のとき 49 円、60 歳のとき 104 円、70 歳のとき 284 円

イ. 女性

20 歳のとき 2 円、30 歳のとき 5 円、40 歳のとき 14 円、50 歳のとき 42 円、60 歳のとき 78 円、70 歳のとき 190 円

- 5. 介護・特定疾病定期保険、介護・特定疾病定期保険特約 および 介護・特定疾病終身保険特 約においては、上表にかかわらず、死差配当額を危険保険金 10 万円について次のとおりとします。
 - (1) 配当回数1回目の契約

ア. 男性

20 歳のとき 5 円、30 歳のとき 6 円、40 歳のとき 21 円、50 歳のとき 51 円、60 歳のとき 107 円、70 歳のとき 293 円

イ. 女性

20 歳のとき 2 円、30 歳のとき 5 円、40 歳のとき 14 円、50 歳のとき 43 円、60 歳のとき 82 円、70 歳のとき 205 円

(2) 配当回数2回目以後の契約

ア. 男性

20 歳のとき 5 円、30 歳のとき 6 円、40 歳のとき 21 円、50 歳のとき 51 円、60 歳のとき 107 円、70 歳のとき 293 円

イ. 女性

20 歳のとき 2 円、30 歳のとき 6 円、40 歳のとき 15 円、50 歳のとき 44 円、60 歳のとき 82 円、70 歳のとき 206 円

- 6. 新個人年金保険、新個人年金保険増額特約、および一時払退職後終身保険においては、上表にかかわらず、死差配当額を零とします。
- 7. 団体終身保険(約款の規定に基づき、個人扱被保険者へと移行した契約)においては上表に かかわらず、「1976年3月2日以後1981年4月1日以前」の男性の死差配当額とします。

別表3(1)

災害関係特約(災害給付を組み込んだ保険種類を含む)に対する配当額(1)

(災害保険金10万円について)

		(火音水俠並 1)	のカロにういて	
特 約 種	重 類	配 当	額	
	基	男性	女性	
災害特約		120 円	135 円	
災害保障特約、定期保険災害保障特約 および 災害保障特約 (総合)	128 円	165 円		
交通災害保障特約		88 円	125 円	
家族災害保障特約		118	円	
災害割増特約(1976年3月1日以前) 定期保険災害割増特約 および 災害		53 円	67 円	
災害割増特約(1976年3月2日以後 災害割増特約(52) および 災害割増		24 円	38 円	
災害割増特約(58)		8円	12 円	
災害割増特約(02)、災害割増特約(05) および 災害割増特約(1999年4月2		3 円		
傷害特約(1977 年 12 月 26 日以前)、傷 こども傷害特約(53) および こども		27 円	46 円	
家族傷害特約		20	円	
家族傷害特約(52) および 家族傷害	特約(56)	28 円	22 円	
傷害特約(58) および こども傷害特	約(58)	9 円	15 円	
家族傷害特約(58)		19 円	10 円	
	本人型	9 円	15 円	
 傷害特約(60)	本人・妻子型	32	円	
場合付別(00)	本人・妻型	18	円	
	本人・子型	23 円	29 円	
 傷害特約(02)、傷害特約(05)	本人型	5	円	
傷害特約(02)、傷害特約(05) 傷害特約(06) および	本人・妻子型	14	円	
傷害特約 (1999 年 4 月 2 日以後)	8	円		
	11	円		
こども傷害特約(02)、こども傷害特約 および こども傷害特約(1999年4月		5	円	
家族収入保険(A)(*1)		128 円	165 円	
高保障家族収入保険(*2)	128 円	165 円		
貯蓄保険の災害部分		3	円	

- (*1) は保険金10万円についての額とし、(*2) は満期保険金10万円についての額とします。
- 注. 家族収入保険(A) にあっては年金原資 10 万円について、高保障家族収入保険にあっては定期保険部分の保険金 10 万円について、それぞれ男性 30 円、女性 45 円を上表の額に加えた額とします。

別表3(2)

災害関係特約(災害給付を組み込んだ保険種類を含む)に対する配当額(2)

特 約 種	類	配	質 額	
付	知	男性	女性	
災害入院特約(1977年12月26日以前)	(*)	36 円	66 円	
家族災害入院特約(*)		36	円	
災害入院特約(52)、災害入院特約(56)、 こども災害入院特約(53) および こども	180 円	330 円		
家族災害入院特約(52) および 家族災害	250 円	200 円		
	本人型	180 円	330 円	
災害入院特約(60)	本人・妻子型	540 円		
JOSEPH MAN (OU)	本人・妻型	230 円		
	本人・子型	490 円	640 円	
	本人型	50 円		
災害入院特約(62)、災害入院特約(05)、 災害入院特約(06) および	本人・妻子型	140 円		
災害入院特約(00) および 災害入院特約(1999年4月2日以後)	本人・妻型	80	円	
	本人・子型	110 円		
こども災害入院特約(62)、こども災害入院 こども災害入院特約(06) および こども災害入院特約(1999年4月2日以後	50	円		

^(*) 入院給付基準金額10万円についての額とします。

別表4(1)

疾病関係特約に対する配当額(1)

特約	種	類	配当		
			男性	女性	
手術給付金付疾病入院特約 (1970) 手術給付金付疾病入院特約	前)(*)	15 円			
(1976年3月2日以後 1977年	12月 26 日以前	fj) (*)	20	円	
手術給付金付疾病入院特約(52) 院特約(53)	および 手術	給付金付こども疾病入	100	円	
手術給付金付家族疾病入院特約(54)		140 円	80 円	
		14 歳以下	200	円	
手術給付金付疾病入院特約(56) 普通定期保険手術給付金付疾病及		15 歳以上 49 歳以下	300	円	
	(60) CW till 1/0	50 歳以上	100	円	
手術給付金付こども疾病入院特約	j (56)		230	円	
~ \!\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	50)	49 歳以下	360 円	100 H	
手術給付金付家族疾病入院特約(56)	50 歳以上	240 円	180 円	
		14 歳以下	200 円		
	本人型	15 歳以上 49 歳以下	300 円		
		50 歳以上	100 円		
	本人・妻子	49 歳以下	750 円		
手術給付金付疾病入院特約(60)	型	50 歳以上	430	円	
	十	49 歳以下	480 円		
	本人・妻型	50 歳以上	160 円		
	十 フ 刊	49 歳以下	570) 円	
	本人・子型	50 歳以上	370 円		
手術給付金付こども疾病入院特約(62)、手術給付金付こども疾病入院 特約(05)、手術給付金付こども疾病入院特約(06) および 手術給付金付こども疾病入院特約(1999年4月2日以後)			120) 円	
成人病入院特約(1977年12月20	4円				
成人病入院特約(52)、成人病入院	· 注特約 (56)		20 円		

^(*) 入院給付基準金額10万円についての額とします。

別表4(2)

疾病関係特約に対する配当額(2)(例表)

1. 手術給付金付疾病入院特約(62)、手術給付金付疾病入院特約(05)、 手術給付金付疾病入院特約(06)、手術給付金付疾病入院特約(1999年4月2日以後)、 普通定期保険手術給付金付疾病入院特約(62)、普通定期保険手術給付金付疾病入院特約(05)、 普通定期保険手術給付金付疾病入院特約(06)

および 普通定期保険手術給付金付疾病入院特約 (1999年4月2日以後)

(入院給付金日額 1,000 円について)

型 年齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
本人型	140 円	180 円	190 円	290 円	430 円	790 円
本人・妻子型	340 円	410 円	430 円	580 円	810 円	1,390円
本人・妻型	220 円	290 円	310 円	460 円	690 円	1,270円
本人・子型	260 円	300 円	310 円	410 円	550 円	910 円

2. 成人病入院特約(62)、成人病入院特約(05)、成人病入院特約(06) および 成人病入院特約(1999年4月2日以後)

(入院給付金日額 1,000 円について)

年 齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
配当額	10 円	10 円	40 円	110 円	210 円	430 円

3. 女性入院特約(06)

年 齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
配当額	40 円	80 円	100円	100 円	150 円	260 円

別表 5

その他の特約に対する配当額 (例表)

1. こども通院特約(08) および こども通院特約 の配当額

入院給付金日額 1,000 円について 配当額 80 円

2. 通院特約(05)、通院特約(06) および 通院特約 の配当額(例表)

(入院給付金日額 1,000 円について)

型年齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
本人型	60 円	60 円	80 円	140 円	230 円	460 円
本人・妻子型	170 円	170 円	200 円	300 円	440 円	810 円
本人・妻型	90 円	90 円	120 円	220 円	360 円	730 円
本人・子型	140 円	140 円	160 円	220 円	310 円	540 円

3. 長期入院特約(07) および 長期入院特約 の配当額(例表)

				(2 4)20/14 1 3 32	- H K 1,000	131
型年齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
本人型	20 円	50 円	60 円	90 円	150 円	330 円
本人・妻子型	40 円	80 円	100円	140 円	240 円	530 円
本人・妻型	30 円	70 円	90 円	130 円	230 円	520 円
本人・子型	30 円	60 円	70 円	100 円	160 円	340 円

第3号議案 総代候補者選考委員 10 名選任の件

2023年4月の総代改選にあたり、定款第18条の規定に基づき、総代候補者選考委員10名の選任をお願いするものであります。

総代候補者選考委員候補者は次のとおりであります。

総代候補者選考委員候補者

(敬称略・五十音順)

氏	名	主たる職業	備	考
淺 羽	茂	早稲田大学大学院経営管理研究科 教授	重	任
井 上	明美	主婦(消費生活アドバイザー)	重	任
桑原	勇 進	上智大学法学部 教授	重	任
榊 原	一 久	弁護士	重	任
佐藤	奈穂里	税理士	新	任
佐藤	南平	弁護士	新	任
田中	公 章	日本ゼオン株式会社 社長	重	任
長谷川	淳 一	関東電化工業株式会社 社長	新	任
藤原	以久子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 顧問(消費生活アドバイザー)	重	任
山 石	昌 孝	横浜ゴム株式会社 社長	重	任

(主たる職業は2021年5月24日現在)

第4号議案 取締役10名選任の件

今回の定時総代会終結の時をもって、取締役全員(11名)の任期が満了しますので、これに伴い、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、指名・報酬委員会の審議を経ております。

取締役候補者

【再任】

氏 名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
木 村 博 紀 (1962年1月19日生)	代 表 取 締 役 社 - 長	1984年4月 当社入社 2012年4月 執行役員 2013年7月 取締役執行役員 2015年4月 取締役常務執行役員 2017年4月 代表取締役社長(現任) <重要な兼職の状況> 日本ピストンリング株式会社 社外監査役 横浜ゴム株式会社 社外監査役 日本ゼオン株式会社 社外監査役

【取締役候補者とした理由】

木村博紀氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において資産運用企画、経理、経営企画等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2013 年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、さらに、2017 年には代表取締役に就任し経営の指揮をとる等、当社経営者として豊富な経験と実績を有しております。

これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。

氏 名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
井 口 泰 広 (1962年3月15日生)	代表取締役 総人人事総子 総人人担	1984年4月 当社入社 2012年4月 執行役員 2016年7月 取締役執行役員 2017年4月 取締役常務執行役員 2021年4月 代表取締役常務執行役員(現任) <重要な兼職の状況> 黒田精工株式会社 社外監査役 株式会社白洋舎 社外取締役

井口泰広氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において人事、リスク管理、経営企画、代理店事業等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2016年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、さらに、2021年には代表取締役に就任し経営の指揮をとる等、当社経営者として豊富な経験と実績を有しております。

現在は、総務人事部門の担当執行役員として、人事制度改革、働き方改革ならびに女性の活躍に向けた取組みを推進しております。

これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。

氏 名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
藤 岡 通 浩 (1962年3月14日生)	取 締 役 常務執行役員 本社営業本部長	1985 年 4 月 当社入社 2015 年 4 月 執行役員 2017 年 7 月 取締役執行役員 2018 年 4 月 取締役常務執行役員(現任)

【取締役候補者とした理由】

藤岡通浩氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において営業所長や資産運用、リスク管理等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2017年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、豊富な経験と実績を有しております。現在は、本社営業本部長として、ホールセールの業績拡大に向けた取組みを推進しております。

これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。

氏 名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
石 島 健一郎 (1963年10月8日生)	取 締 役常務執行役員代理店事業本部長	1988 年 4 月 当社入社 2017 年 4 月 執行役員 2018 年 7 月 取締役執行役員 2020 年 4 月 取締役常務執行役員(現任) <重要な兼職の状況> なないろ生命保険株式会社 代表取締役社長

石島健一郎氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において経営企画や代理店事業等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2018年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、豊富な経験と実績を有しております。現在は、代理店事業本部長として、販売チャネルの多様化に向けて、代理店チャネルの拡大を推進しております。これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。

氏 名 (生年月日)	当社 における 地位および 担当	略歴および重要な兼職の状況
池 田 健 一 (1962年12月23日生)	取 締 で 役 日 役 経 営 企 部 担 3 3	1986年4月 当社入社 2017年4月 執行役員 2020年7月 取締役執行役員 2021年4月 取締役常務執行役員(現任) <重要な兼職の状況> 関東電化工業株式会社 社外監査役

【取締役候補者とした理由】

池田健一氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において経営企画、保険金支払査定業務、営業企画等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2020 年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、豊富な経験と実績を有しております。現在は、経営企画部門の担当執行役員として、収益目標や中期経営計画の達成に向けた取組みを推進しております。

これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。

氏 名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
大 矢 和 子 (1950年9月5日生)	取 締 役	1973 年 4 月 株式会社資生堂入社 2001 年 6 月 同社執行役員 2007 年 4 月 同社顧問 2007 年 6 月 同社監査役 2011 年 5 月 公益財団法人資生堂社会 福祉事業財団理事長(現任) 2011 年 6 月 株式会社資生堂顧問 2013 年 7 月 当社取締役(現任) <重要な兼職の状況> 公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 理事長 株式会社エムティーアイ 社外監査役 株式会社イオンファンタジー 社外取締役

大矢和子氏は、社外取締役候補者です。

同氏は、株式会社エムティーアイや株式会社イオンファンタジーで社外役員を務める等、企業経営者として、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる見識および経験を有しております。

また、2013 年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から経営に対する監督・ チェックや助言等により取締役会の機能強化が期待されると判断し、社外取締役候補者としており ます。

氏 名	当 社 に お け る 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
(生年月日)	地位わより担当	1074年4月 拱子会认签 新类组织工作
		1974年4月 株式会社第一勧業銀行入行
		2002 年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行
		執行役員
		2003年3月 株式会社みずほフィナンシャルグループ
		常務執行役員
		2004年4月 株式会社みずほコーポレート銀行
		常務執行役員
		2006年3月 同行常務取締役
		2007 年 4 月 同行取締役副頭取
		2008年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ
		副社長執行役員
		2008 年 6 月 同社取締役副社長
		2009 年 4 月 同社取締役社長
		2011年6月 株式会社みずほ銀行
塚本隆史		取締役頭取
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	取 締 役	株式会社みずほフィナンシャルグループ
(1950年8月2日生)		取締役会長
		2013 年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行
		取締役
		2013年7月 株式会社みずほ銀行
		取締役会長
		2014年4月 みずほフィナンシャルグループ常任顧問
		2016年7月 当社取締役(現任)
		2017年4月 みずほフィナンシャルグループ
		名誉顧問(現任)
		of the state of th
		<重要な兼職の状況>
		みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問
		イオン株式会社 社外取締役
		古河電気工業株式会社 社外監査役
		株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役

塚本隆史氏は、社外取締役候補者です。

同氏は、株式会社みずほフィナンシャルグループ等の経営者として豊富な経験と実績があり、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる見識および経験を有しております。 また、2016年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から経営に対する監督・チェックや助言等により取締役会の機能強化が期待されると判断し、社外取締役候補者としております。

氏 名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
渡 邉 健 二 (1950年2月3日生)	地位および担当取締織の	1972 年 4 月 日本通運株式会社入社 2005 年 5 月 同社執行役員 第 9 ブロック地域総括 兼大阪支店長 2005 年 6 月 同社取締役執行役員 第 9 ブロック地域総括 兼大阪支店長 2007 年 5 月 同社取締役専務執行役員 首都圏ブロック地域総括 兼東京支店長 2009 年 5 月 同社代表取締役副社長 副社長執行役員 2011 年 6 月 同社代表取締役社長 社長執行役員 2017 年 5 月 同社代表取締役会長(現任) 2017 年 7 月 当社取締役(現任) < 重要な兼職の状況>
		日本通運株式会社 代表取締役会長

渡邉健二氏は、社外取締役候補者です。

同氏は、日本通運株式会社の経営者として豊富な経験と実績があり、当社の経営管理を的確、公正 かつ効率的に遂行することができる見識および経験を有しております。

また、2017年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から経営に対する監督・チェックや助言等により取締役会の機能強化が期待されると判断し、社外取締役候補者としております。

【新任】

氏 名	当社における	略歴お	および重要な兼職の状況
(生年月日)	地位および担当		
		1986年4月	., . ,
		2006年4月	営業総局
			損保管理ユニット
			ゼネラルマネージャー
		2009年4月	奈良支社長
		2012年4月	営業総局
			営業推進ユニット
	学 数		ゼネラルマネージャー
	常務執行役員 営業総局長	2013年4月	営業総局
	7,4 4= 7,4		業務ユニット
英 白 田 排	兼特命首都圏強化担当		ゼネラルマネージャー
鹿島田 耕 一	特命法人マーケット強化担当	2015年4月	営業管理部長
(1963年3月17日生)		2016年4月	執行役員
	営業管理部営業職員体制強化部		茨城支社長 (ブロック支社長)
		2018年4月	執行役員
担	担当		横浜統括支社長
		2020年4月	常務執行役員
			横浜統括支社長(ブロック支社長)
		2021年4月	常務執行役員
			営業総局長 兼 特命首都圏強化担当
			特命法人マーケット強化担当
			営業管理部 営業職員体制強化部
			担当(現任)

【取締役候補者とした理由】

鹿島田耕一氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において支社長や、営業推進、営業管理等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。現在は、営業総局長として、営業面における目標達成に向けた取組みを推進しております。

これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、新たに取締役候補者としております。

執 行 下 鳥 正 弘 (1964年3月21日生)	3よび担当	1986年4月	当社入社 事務・システム統括部門 営業情報設計ユニット ゼネラルマネージャー 総務人事統括部門 勤労ユニット
下 鳥 正 弘 (1964年3月21日生) リスク管 コンプライ		2005年4月	事務・システム統括部門 営業情報設計ユニット ゼネラルマネージャー 総務人事統括部門
	役 員 管理統括部 アンス統括部 当	2009年4月 2011年4月 2014年4月 2015年4月 2016年4月 2018年4月	ゼネラルマネージャー 総務人事統括部門 人事ユニット ゼネラルマネージャー 大分支社長 経営企画部門 企画担当副部門長 経営企画部長 情報システム企画部長 執行役員 事務企画部 契約医務部 お客様サービス部 保険金部 企業保険部 情報システム企画部 担当 執行役員
		2021年4月	担当

下鳥正弘氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において支社長や、経営企画、システム企画等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。現在は、リスク管理部門の担当執行役員として、リスク管理の強化を推進しております。

これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、新たに取締役候補者としております。

注

- 1.「当社における地位および担当、略歴、重要な兼職」は、2021年5月24日現在であります。
 - なお、「重要な兼職」についての就任の予定は、以下のとおりであります。
 - (1)木村博紀氏は、2021年6月24日をもって日本ピストンリング株式会社社外監査役を退任し、同日の同社株主総会決議により、同日付で同社社外取締役に就任する予定です。
 - (2) 塚本隆史氏は、2021 年 6 月 24 日をもって古河電気工業株式会社社外監査役を退任し、同日の同社株主総会決議により、同日付で同社社外取締役に就任する予定です。
- 2. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
 - (1)大矢和子氏
 - ①同氏の社外取締役の在任期間は、本定時総代会終結の時をもって8年であります。
 - (2) 塚本隆史氏
 - ①同氏は、過去 10 年以内に当社の特定関係事業者(主要な取引先)である株式会社みずほフィナンシャルグループおよび株式会社みずほ銀行の業務執行者を務めておりました。
 - ②同氏は、過去 2 年以内に当社の特定関係事業者(主要な取引先)である株式会社みずほフィナンシャルグループより、名誉顧問としての報酬を受けており、現在も受けています。
 - ③同氏の社外取締役の在任期間は、本定時総代会終結の時をもって5年であります。
 - (3) 渡邉健二氏
 - ①当社は、同氏が代表取締役会長を務める日本通運株式会社に対して資金の貸付けを行っております。また、 当社は同社から基金の拠出を受けております。
 - ②同氏の社外取締役の在任期間は、本定時総代会終結の時をもって4年であります。
 - (4) 大矢和子氏、塚本隆史氏、渡邉健二氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は各氏との間で、責任限度額を300万円または保険業法第53条の36で準用する会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
- 3. 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約は、以下のとおりであります。
 - (1) 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により 被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしてお ります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。
- 4. 当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外役員の独立性判断基準は、以下のとおりであります。
 - (1)直近3事業年度において、当社を主要な取引先とする会社等の業務執行者または当社の主要な取引先の業務執行者でないこと
 - (2) 直近3 事業年度において、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、または法律専門家でないこと
 - (3)直近3事業年度において、前各号に掲げる者の近親者でないこと

第5号議案 監査役3名選任の件

今回の定時総代会終結の時をもって、監査役 2 名が任期満了および辞任により退任しますこと、ならびに、昨事業年度中に監査役 1 名が死亡により退任しましたことに伴い、監査役 3 名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者

【再任】

氏 名	当社における	政 歴 ナント 7 8 手 亜 ヤン	
(生年月日)	地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	
		1973年4月 伊藤忠商事株式会社入社	
		2004 年 6 月 同社執行役員	
		食料カンパニー	
		チーフ フィナンシャル オフィサー	
		2007 年 4 月 同社常務執行役員 財務部長	
		2009 年 6 月 同社代表取締役常務取締役	
		財務・経理・リスクマネジメント担当役員	
		兼 チーフ フィナンシャル オフィサー	
		2011年5月 同社代表取締役専務執行役員	
		CFO	
関 忠 行	関 忠 行 (1949年12月7日生) 監 査 役	2013年4月 同社代表取締役副社長執行役員	
(1949年12月7日生)		CFO	
		2015 年 4 月 同社顧問	
		2017 年 4 月 同社理事 (現任)	
		2017年7月 当社監査役(現任)	
			<重要な兼職の状況>
		伊藤忠商事株式会社 理事	
		株式会社パルコ 社外取締役	
		株式会社バルカー 社外取締役	
		JSR株式会社 社外取締役	
		J. フロント リテイリング株式会社 社外取締役	

【監査役候補者とした理由】

関忠行氏は、社外監査役候補者です。

同氏は、伊藤忠商事株式会社のCFO(最高財務責任者)のほか、株式会社バルカーやJSR株式会社などで社外役員を務める等、豊富な経験と実績があり、当社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

また、2017年より当社社外監査役に在任しており、引き続き独立した立場から当社の取締役の職務の 執行を監査することにより、当社の健全かつ適切な運営を確保することが可能となると判断し、社外 監査役候補としております。

【新任】

氏 名 (生年月日)	当社における地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
,,	当社における地位および担当 部 監 査 部 問	略歴および重要な兼職の状況 1985 年 4月 当社入社 2002 年 10 月 財務統括部門 財務第一ユニット ゼネラルマネージャー 2004 年 4 月 財務・不動産統括部門 財務ユニット ゼネラルマネージャー 2006 年 4 月 経営企画統括部門 経理ユニット ゼネラルマネージャー 2010 年 4 月 資産運用統括部門 債券運用ユニット ゼネラルマネージャー 2013 年 4 月 リスク管理統括部門 総合リスク管理ユニット ゼネラルマネージャー 2015 年 4 月 リスク管理統括部長 2016 年 4 月 証券運用部長 2018 年 4 月 証券投資部長 2019 年 4 月 内部監査局長
		2021 年 4 月 内部監査部顧問 (現任)

【監査役候補者とした理由】

増田薫氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において財務、経理、資産運用、リスク管理等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2019年からは内部監査局長として内部監査に係る分掌業務を適正に執行する等、豊富な経験と実績を有しております。

これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の取締役の職務の執行を監査することにより、当社の健全かつ適切な運営を確保することが可能となると判断し、新たに監査役候補者としております。

氏 名	当社における	略歴および重要な兼職の状況
(生年月日)	地位および担当	PETERO G O 主文 ながら時なったいし
		1978 年 4 月 東京地方裁判所判事補
		1983 年 9月 法務省民事局付
		1988 年 2月 在オランダ日本国大使館一等書記官
		1993 年 7月 法務省民事局第四課長
		1994年 10月 法務省民事局参事官
		1998 年 6 月 東京高等裁判所判事
		2000 年 4 月 東京地方裁判所部総括判事
		2006 年 6 月 法務省大臣官房司法法制部長
菊 池 洋 一 (1953年8月27日生)		2008 年 1月 東京高等裁判所判事
		2010年 3月 徳島地方・家庭裁判所長
		2011 年 9月 京都地方裁判所長
		2013 年 6 月 東京高等裁判所部総括判事
		2017 年 10 月 広島高等裁判所長官
		2018年 8月 退官
		2018 年 11 月 弁護士登録(現任)
		桃尾・松尾・難波法律事務所入所
		<重要な兼職の状況>
		桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士
		丸紅株式会社 社外監査役

【監査役候補者とした理由】

菊池洋一氏は、社外監査役候補者です。

同氏は、法曹としての豊富な経験と実績があり、当社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ 効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

これらの経験および実績等を総合的に勘案し、独立した立場から当社の取締役の職務の執行を監査することにより当社の健全かつ適切な運営を確保することが可能となると判断し、新たに社外監査役候補者としております。

注

- 1.「当社における地位および担当、略歴、重要な兼職」は、2021年5月24日現在であります。
- 2. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
 - (1) 関忠行氏
 - ①同氏の社外監査役の在任期間は、本定時総代会の締結の時をもって4年であります。
 - (2) 関忠行氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社は同氏との間で、責任限度額を300万円または保険業法第53条の36で準用する会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、菊池洋一氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
- 3. 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約は、以下のとおりであります。
 - (1) 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。
- 4. 当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外役員の独立性判断基準は、以下のとおりであります。
 - (1)直近3事業年度において、当社を主要な取引先とする会社等の業務執行者または当社の主要な取引先の業務執行者でないこと
 - (2) 直近3事業年度において、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、または法律専門家でないこと
 - (3) 直近3事業年度において、前各号に掲げる者の近親者でないこと